

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

1 概要

我が国の年金制度は、一般被用者を対象とする厚生年金保険と一般地域住民を対象とする国民年金を二大支柱とし、これに特定の職域を対象とする船員保険及び各種共済組合(国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、公共企業体職員等共済組合、私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合)が加わり、国民皆年金体制が作られている。各制度の適用者数及び受給権者数については、それぞれ第3-1-1表及び第3-1-2表にみるとおりである。

第3-1-1表 各種公的年金制度の適用人員

第3-1-1表 各種公的年金制度の適用人員
(52年3月末現在)(単位：人、%)

	適用人員	構成比
総数	56,231,242	100.00
国民年金	26,469,081	47.07
厚生年金保険	23,846,918	42.41
船員保険	237,069	0.42
国家公務員共済組合	1,162,463	2.07
地方公務員等共済組合	3,003,872	5.34
公共企業体職員等共済組合	797,013	1.42
農林漁業団体職員共済組合	444,587	0.79
私立学校教職員共済組合	270,239	0.48

資料：総理府「社会保障統計年報」、社会保険庁「事業年報」

(注) 各共済組合は51年3月末現在である。

第3-1-2表 各種公的年金制度の受給権者数

第3-1-2表 各種公的年金制度の受給権者数

(52年3月末現在)(単位:人)

	総数	老齢(退職)年金	障害(廃疾)年金	遺族(母子、準母子、遺児、寡婦)年金
総数	12,774,742	10,698,709	862,011	1,214,022
国民年金	3,876,727	3,550,944	154,353	171,430
厚生年金保険	4,936,000	4,381,365	550,098	4,537
船員保険	2,803,183	1,880,028	135,930	787,225
国家公務員共済組合	60,040	29,719	4,506	25,815
地方公務員等共済組合	257,033	202,212	3,573	51,248
公共企業体職員等共済組合	468,924	383,694	5,908	79,322
農林漁業団体職員共済組合	300,247	211,886	6,149	82,212
私立学校教職員共済組合	54,159	43,734	1,239	9,186
私立学校教職員共済組合	18,429	15,127	255	3,047

資料:総理府「社会保障統計年報」、社会保険庁「事業年報」

- (注) 1. 老齢(退職)年金の受給権者数には、通算老齢年金、特例老齢年金の受給権者を含む。
2. 遺族年金の受給権者数には、通算遺族年金、特例遺族年金の受給権者を含む。
3. 各共済組合は51年3月末現在である。

我が国の年金制度は、36年の国民皆年金の実現以降、厚生年金保険、国民年金ともに4回の大きな制度改善が行われてきた。特に51年度には、48年度に続いて財政再計算による年金額の引上げ、在職老齢年金の支給制限の緩和、障害、遺族年金の通算制度の創設等を中心とする大改正が行われた。52年度においては、厚生年金保険及び国民年金について物価スライドによる年金額の引上げを行うとともに、福祉年金額の引上げを行った。なお、年金額の引上げ実施時期は、52年度は、国会における与野党の合意により特に昨年より2ヶ月繰り上げることとし、厚生年金保険は、6月分から、国民年金は7月分から、また福祉年金は8月分から行われている。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

2 国民年金法等の改正

第80回国会において、国民年金法等の一部を改正する法律が5月20日に成立、5月27日法律第48号として公布されたが、その主な改正内容は次のとおりである。

(1) 福祉年金の改善

ア 福祉年金の額の引上げ

福祉年金の年金額については、拠出年金の物価スライドによる年金額の引上げ率9.4%を上回る引上げ率で年金額の引上げを行った。

老齢福祉年金の額は、月額1万3,500円から月額1万5,000円に、障害福祉年金の額は、1級障害について月額2万300円から月額2万2,500円に、2級障害について月額1万3,500円から月額1万5,000円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額は、月額1万7,600円から月額1万9,500円に、それぞれ52年8月分から引き上げた。

イ 福祉年金の支払期日の変更

福祉年金の支払期日は1月、5月及び9月であったものを、受給権者のいわゆる盆暮払いの要望に応え、4月、8月及び12月に改め、そのうち12月に支払うべきものについては、受給権者の請求があったときは11月に支払うものとした。

なお、福祉年金は、一定額以上の所得を有する場合及び他の公的年金を受ける場合には、その年の5月から翌年の4月まで支給を停止することとしているものを、福祉年金の支払期月の変更に伴い、その年の8月から翌年の7月まで停止することとした。

(2) 拠出年金の改善

厚生年金保険、船員保険及び国民年金の物価スライドの実施時期は、厚生年金保険及び船員保険については52年11月から同年6月に、国民年金については53年1月から52年7月に、それぞれ繰り上げられた。

なお、この物価スライドの実施時期は、当初の改正法律案では、49年度及び50年度の物価スライドの実施時期と同様に厚生年金保険及び船員保険については8月に、国民年金については9月に繰り上げることとされていたが、52年度予算案の審議において所得減税問題をめぐる議論が行われたが、その過程で各種公的年金の額及び恩給の額の引上げ時期の繰り上げが与野党間で合意され、それに基づいて改正法律案の政府修正を行い厚生年金保険、船員保険及び国民年金のスライド実施時期並びに福祉年金の改善時期を当初案より更に2ヶ月繰り上げることとした。(厚生年金保険6月、国民年金7月、福祉年金8月)

(3) 農業者年金基金法の改正

49年の改正により,農業者年金においても年金額の物価スライド制が導入されたところであるが,今回,厚生年金保険及び国民年金における制度改善の動向を踏まえ,52年の実施時期については,53年1月から52年7月に6か月繰り上げた。

(4) 改正後の年金額

このような改正の結果,厚生年金の標準年金額(51年改正による,新たに年金を受ける20年以上加入した者で配偶者がいる場合に受ける標準的な額)は月額90,392円から月額98,325円と,約10万円の水準に達し,また,国民年金も10年年金は月額20,500円から22,425円,5年年金も同じく月額15,000円から16,408円に引き上げられた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

1 拠出制国民年金

(1) 適用状況

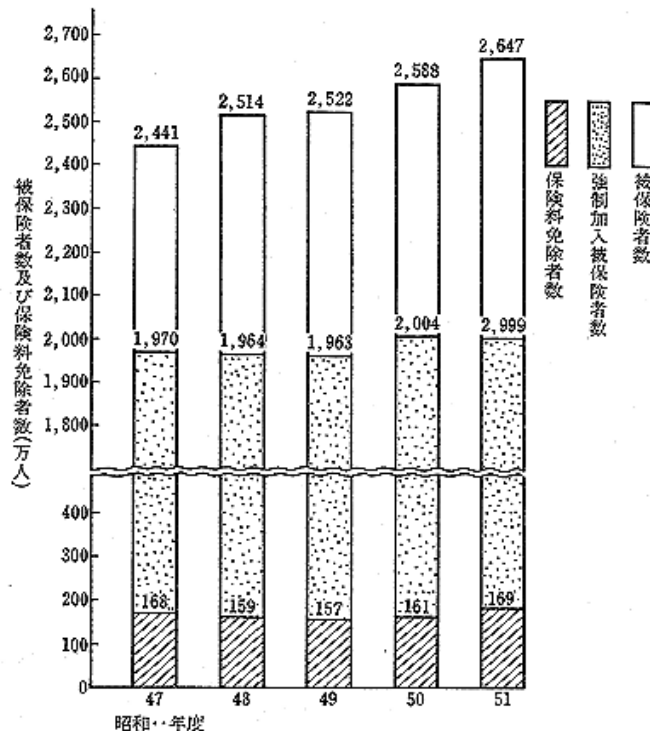
国民年金は、厚生年金等の被用者年金制度が被保険者の適用を職場単位で行っているのに対し、被保険者を住所地において個々には握しなければならないため制度の適用、普及に当っては、他の被用者年金制度にみられない困難な問題があるが、近年における老齢年金を中心とした年金受給者数の大幅な増加が年金額水準の引上げ及び年金制度のPR活動、市町村の第一線職員による適用拡大努力等によって国民の年金制度に対する関心は近年急速に高まり、適用も促進されてきた。

その状況を見ると、強制加入被保険者は、52年3月末において、1,999万人で前年度末とほぼ同数であるが、任意加入被保険者は64万人増加し648万人となっている。これは、主に被用者年金加入者の妻の任意加入の増による。この結果、被保険者総数では昨年度に比べ59万人の増加となっている。

なお、52年3月末における被保険者総数は2,647万人である。(第3-1-1図)

第3-1-1図 国民年金被保険者数及び保険料免除者数の推移

第3-1-1図 国民年金被保険者数及び保険料免除者数の推移



(2) 保険料

国民年金の保険料収入は、51年度においては4,048億円で、51年度4月から保険料が月額1,400円に引き上げられたこと等により、対前年度7.23%の伸びとなっている。(第3-1-3表)。

第3-1-3表 国民年金保険料収納状況

第3-1-3表 国民年金保険料収納状況
(単位:100万円)

47年度	48	49	50	51
153,617	181,903	283,631	377,509	404,820

社会保険庁調べ

国民年金は、保険料が給与から源泉徴収される被用者年金と異なり、被保険者が直接保険料を納付する仕組みとされているために保険料の徴収状況如何が制度の財政に大きい影響を及ぼす。このような保険料の徴収状況を示す指標として検認率が用いられる。検認率とは、被保険者が保険料を納付すべき月数に対する実際に保険料を納付した月数の比率であって、その年度の保険料の徴収の状況を見るために使われるものである。この検認率は、年々着実に向上しており、51年度末における全国平均の検認率は96.4%に達している。このような高い検認率の維持は国民に対する年金制度のPRの徹底、保険料未納者に対する納付書や納付勧奨状の発行、戸別訪問による納入督促の実施など徴収体制の充実等の成果であるが、保険料の滞納により将来の年金権を損うことのないように、今後とも国民年金制度の周知啓蒙、徴収体制の整理を図っていく必要がある。

(3) 保険料の免除

保険料の免除には、法定免除と申請免除の二つがある。法定免除とは、法定の条件に該当するときは当然に保険料が免除されるものであり、その該当理由は、障害年金、障害福祉年金、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権者であるとき、生活保護法による生活扶助を受けているとき等である。申請免除とは、保険料を納付することが困難であるとする者の申請に基づき、都道府県知事の承認により保険料が免除されるものである。

51年度において保険料を免除された被保険者数は、法定免除73万人、申請免除96万人、合計169万人であって、免除対象である強制加入被保険者に対する割合は8.46%である(第3-1-1図)。

この免除について年度別にその状況を見ると、49年度までは逐次その数が減少してきたが、50年度より若干増加の傾向を示している。

(4) 付加年金

付加年金は、より高い年金を受けたい人のために設けられた制度で、加入者は付加保険料を納付する必要がある。その加入は本人の任意となっているが、農業者年金基金の加入者については当然加入となっている。

51年度末における付加年金加入者数は、任意加入者が249万人、当然加入者が106万人、合計355万人であり、昨年度に比べ11.5%の増加となっており、その増加は、主として任意加入者の増加によるものである。

この付加年金加入者数は、年々増加の傾向にあり、国民年金の加入者の中でより高い年金を希望する傾向が強まっているといえる。

(5) 給付

拠出制の年金給付には、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金及び寡婦年金があり、その受給状況を見ると第3-1-4表のとおりである。

第3-1-4表 国民年金受給権者数及び給付額の推移

第3-1-4表 国民年金受給者数及び給付額の推移

		総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	母子年金	準母子年金	遺児年金	寡婦年金
受給権者数(人)	47年度末	750,654	517,854	13,280	73,658	128,662	109	6,643	10,468
	48	1,056,068	789,230	26,090	87,511	129,173	124	6,502	17,438
	49	1,702,250	1,382,263	49,362	110,162	129,215	132	6,451	24,665
	50	3,119,058	2,730,824	87,541	133,716	129,208	148	6,388	31,233
	51	3,876,727	3,395,493	155,451	154,353	127,992	159	6,260	37,019
給付額(百万円)	47年度末	50,505	27,001	261	9,142	13,393	11	490	206
	48	162,712	102,512	1,751	24,654	31,733	30	1,153	679
	49	276,287	197,259	3,589	35,868	36,730	37	1,316	1,488
	50	571,026	462,374	7,237	52,806	44,602	51	1,586	2,369
	51	811,087	669,172	13,529	70,836	52,321	64	1,829	3,336

社会保険庁調べ

46年度から支給が開始されている老齢年金は、いわゆる10年年金と呼ばれる老齢年金が中心であるが、更に50年2月からはいわゆる5年年金と呼ばれる老齢年金、また50年7月からはいわゆる再開5年年金といわれる老齢年金の支給が開始され、受給権者は飛躍的に増加している。

これらの大半は国民年金創設時に高齢であった任意加入グループの年金である。

なお、51年4月からは制度開始時に50歳未満であった強制適用グループが65歳に達したことによって本来年金の支給が開始されたが、今後毎年1歳づつ強制加入グループが老齢年金受給権者に組み込まれていくため、年金受給権者は今後急速な増加が予想されている。

なお、年金受給権者は51年度末は388万人で、50年度末に比べ24.3%増加しているが、その主な要因は老齢年金受給権者数の増加である。年金給付費は51年度末現在で8,111億円で、対前年度比42.0%の伸びとなっている。

(6) 福祉施設

国民年金においては、本来の保険給付のほか、被保険者、被保険者であった者及び年金受給権者の福祉の増進を図ることを目的として、全国に23ヶ所の国民年金保養センターを設置している。

(7) 財政

国民年金においては、被保険者の納付する保険料のほかに、国は、年金の本来部分の給付に要する費用の3分の1に相当する額、制度発足時に一定年齢以上であった者に対するかさ上げ部分の2分の1に相当する国庫負担を行うほか、保険料免除期間についてはその期間に係る給付費全額及び付加年金給付費の4分の1に相当する国庫負担を行うこととしている。

このように国民年金の国庫負担割合は、保険料の事業主負担に見合う部分がないこと等もあって被用者年金よりも高くなっていく。

国民年金については、今後被保険者数の増加傾向はあまり見込まれないのに対し、年金受給権者数は今後の制度の成熟化に伴い、51年度末の約388万に対し60年度には約1.7倍となることが予想されている。

国民年金は、41年度以後、賃金や生活水準の上昇に合わせ、幾度かの改定が行われその給付水準は大幅に引き上げられてきた。

一方、40年代後半に入り老齢年金及び通算老齢年金の受給者が発生し、その後短期間に急激な増加を示してきたこれらの影響によりとくに老齢年金の受給者が急増した50年代に入ってから国民年金の財政ひっ迫が問題とされるに至った。このような状況の中で収支のバランスをとり、健全な財政運営を行うためには、長期的な拠出・給付の計画に立脚し、漸進的に拠出水準を高めていくことについて国民の合意を得る必要がある。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

2 福祉年金

(1) 受給者及び年金額

福祉年金には、老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金がある。

これらの給付は、全額国庫負担で賄われている。福祉年金の額は、第3-1-5表のとおりほぼ毎年引き上げられている。

第3-1-5表 福祉年金額(月額)の引上げ経過

第3-1-5表 福祉年金(月額)の引上げ経過

(単位:円)

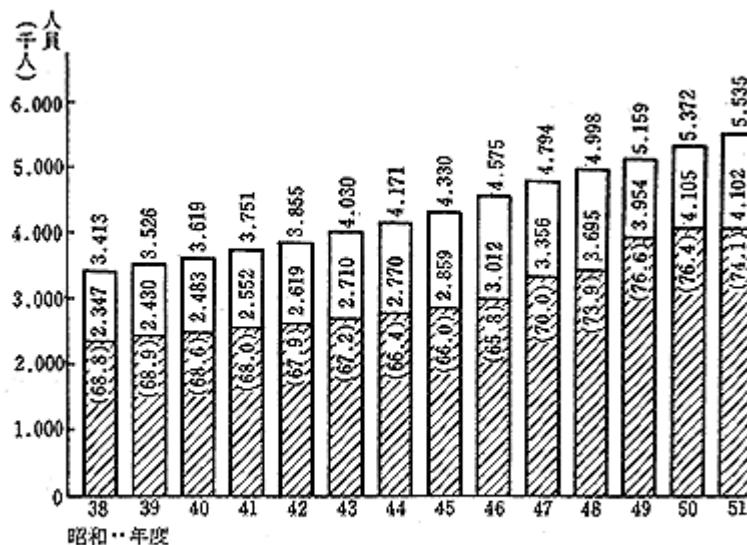
	老 齢 福 祉 年 金	障 害 福 祉 年 金	母 子 福 祉 年 金	準母子福祉年金
(制度発足時)				
34. 11. 1	1,000	1,500	1,000	
36. 4. 1				(創設) 1,000
38. 9. 1	1,100	1,800	1,300	1,300
40. 9. 1	1,300	2,000	1,500	1,500
42. 1. 1	1,500	2,200	1,700	1,700
43. 1. 1	1,600	2,500	2,000	2,000
43. 10. 1	1,700	2,700	2,200	2,200
44. 10. 1	1,800	2,900	2,400	2,400
45. 10. 1	2,000	3,100	2,600	2,600
46. 11. 1	2,300	3,400	2,900	2,900
47. 10. 1	3,300	5,000	4,300	4,300
48. 10. 1	5,000	7,500	6,500	6,500
49. 4. 1		(2級創設) 5,000		
49. 9. 1	7,500	1級 11,300 2級 7,500	9,800	9,800
50. 10. 1	12,000	1級 18,000 2級 12,000	15,600	15,600
51. 10. 1	13,500	1級 20,300 2級 13,500	17,600	17,600
52. 8. 1	15,000	1級 22,500 2級 15,000	19,500	19,500

厚生省年金局調べ

51年9月末における老齢福祉年金の受給者数は410万2,000人であり、これは70歳以上人口553万5,000人(総理府統計局推計)の約74.1%に相当している(第3-1-2図)。しかし、老齢福祉年金は、国民年金制度創設時(昭和36年4月1日)に50歳以上で拠出制度に加入できなかった人に支給されるものであり、その受給者数は今後減少を続け70歳以上人口についても拠出制年金受給者の割合が増加していくことが見込まれている。

第3-1-2図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移

第3-1-2図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移



社会保険庁調べ

- (注) 1. 受給者数は、各年度とも9月末現在である。
2. ()内の数字は%を示す。

また、障害福祉年金は、当初、視聴覚障害及び肢体不自由といういわゆる外部障害のみを支給対象としていたが、その後、支給要件の緩和や支給対象の拡大が行われ、結核や精神障害、心機能障害、肝臓疾患等いわゆる内部障害をその支給対象に加え、更に、事後重症制度(障害の程度が最初は軽くとも、それが後に悪化したとき障害福祉年金を支給する制度)も取り入れられたので、受給者数は毎年増加し、51年度末現在では52万1,000人である。

母子福祉年金及び準母子福祉年金は、その役割を拋出制の母子年金及び準母子年金に譲り、既存の受給者は、その支給要件となる子、孫又は弟妹が年齢要件に該当しなくなるため年々減少してきており、現在では拋出年金を補完する役割をになっている。51年度末の受給者は4,000人となっている。

なお、51年度末における福祉年金の受給者の総数は450万3,000人である。

(2) 支給停止

福祉年金は、全額国庫の負担によって支給するところから、限られた範囲内で効果的に所得保障を図ろうとする趣旨で、幾つかの支給制限の措置が取られている。

これを大別すれば、1)一定額以上の所得を有することによるものと2)他の公的年金を受けることによるものに二分することができる。

51年度末現在の受給権者494万人中、支給停止条件に該当し、福祉年金の支給を停止されている者は43万人8.7%である。

ア 所得による支給停止

受給権者本人、その配偶者又は受給権者の生計を維持する扶養義務者の前年における所得が一定の額以上である場合、その年の8月から翌年の7月まで(52年7月以前は5月から翌年の7月まで)福祉年金の全額を支給停止することとされている。

所得による支給停止の基準額は、毎年、所得税法及び地方税法の改正に伴って引き上げられるほか、国民一般の所得の伸びを考慮して引上げを図ってきているが、52年度は本人所得制限については、夫婦で年収153万円から164万円に引き上げ扶養義務者及び配偶者所得制限の限度額については6人世帯で年収876万円にすえ置とした。

所得による支給停止の該当者は、51年度末現在で扶養義務者の所得によるものが3万7,000人、本人の所得によるものが10万8,000人、配偶者の所得によるものが8,000人、合計15万3,000人となっている。

なお、所得による支給停止を受けている者は年金受給権者の3.1%である。

イ 公的年金受給による支給停止

厚生年金保険、恩給等の他の公的制度から年金による保障を受けている者に対しては福祉年金の支給を停止することとされている。

公的年金受給による支給停止の基準は、厚生年金保険や普通恩給等一般の公的年金を受給している場合と増加恩給や公務扶助料等のうち戦争公務に基づく公的年金を受給している場合とでは異っている。すなわち、一般の公的年金を受給している場合は、その公的年金の額が33万円(52年8月分まで28万円)を下回る際には、33万円と当該公的年金との差額が支給される。また戦争公務に基づく公的年金を受けている場合には、その負傷し、又は死亡した当時の階級が大尉以下の旧軍人及びこれに相当する者又はこれらの者の遺族であるときは、福祉年金の全額が支給される。

(3) 給付費

福祉年金は、毎年4月、8月及び12月(12月については請求があった場合は11月、52年10月前は、1月、5月及び9

月である。)を支払期月として,その前月までの分を受給権者の住所地の郵便局で支払うこととしている。

この支払いに要する財源は全額国庫負担で,毎年一般会計から国民年金特別会計に繰り入れられている。

制度が発足した34年から51年度末までに約2兆5,576億円支払われているが,最近5年間をみると,第3-1-6表のとおりである。

第3-1-6表 福祉年金支払額の推移

第3-1-6表 福祉年金支払額の推移

(単位:100万円)

	47年度末	48	49	50	51
支 払 額	127,184	199,912	361,379	525,855	730,882

社会保険庁調べ

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(1) 適用状況

厚生年金保険の適用事業所は,毎年度2~5%程度増加しており,51年度末では,約88万となっている。

また,被保険者数は,48年以降経済情勢の変化を反映して減少ないし横ばい傾向にあり,51年度末では約2,385万人となっている。

なお,1事業所当たりの被保険者数は,毎年度わずかではあるが減少傾向にあり,51年度末では27人となっている(第3-1-7表)。

第3-1-7表 厚生年金保険適用状況の推移

第3-1-7表 厚生年金保険適用状況の推移

	事業所数	被 保 険 者 数				
		合 計	第1種 (一般男子)	第2種 (女 子)	第3種 (抗内夫)	第4種 (任意継続 被保険者)
47年度末	776,594	23,111,511	15,528,419	7,492,989	51,930	38,173
48	813,706	23,745,839	15,975,237	7,690,006	41,518	39,078
49	835,472	23,654,487	16,112,302	7,454,998	42,092	45,095
50	854,933	23,648,575	16,157,754	7,392,498	40,271	58,052
51	876,009	23,846,918	16,292,288	7,451,719	38,808	64,103

社会保険庁調べ

(2) 標準報酬及び保険料

標準報酬は,保険給付額及び保険料額の算定基礎となるものである。標準報酬月額は,被保険者の受ける報酬の月額をもとにして決められる。51年度は,第1種被保険者16万6,641円,第2種被保険者9万848円,第3種被保険者19万7,733円となり,その平均は,14万2,944円となっており,対前年度伸率は第1種被保険者17.9%,第2種被保険者11.9%,第3種被保険者18.1%となっている(第3-1-8表)。

第3-1-8表 厚生年金保険標準報酬月額の推移

第3-1-8表 厚生年金保険標準報酬月額推移

(単位:円)

	第4種以外の被保険者				第4種被保険者 (任意継続被保険者)
	平均	第1種 (一般男子)	第2種 (女子)	第3種 (抗内夫)	
47年度末	72,081	84,801	45,565	94,567	47,898
48	89,459	105,747	55,439	111,694	53,965
49	111,268	129,682	71,238	152,586	61,391
50	122,552	141,376	81,166	167,383	73,423
51	142,944	166,641	90,848	197,733	85,618

社会保険庁調べ

保険料の額は、標準報酬月額に保険料率を乗じて計算されるが、この保険料率は、保険給付の予想額、積立金の運用利子、国庫負担の予想額等に照らして少なくとも5年ごとに再計算されることになっている。最近の再計算は51年8月に実施され、保険料率は1.5%引き上げられ、男子で9.1%、女子で7.3%とされた。

(3) 保険給付

厚生年金保険の保険給付には、年金給付として、老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、通算遺族年金及び特例遺族年金があり、一時金として、障害手当金及び脱退手当金がある。

年金の受給権者数は、毎年10%以上の増加を続けており、51年度末では約280万人となっている。51年度末の給付額は、前年度に比べて44%増加しており、約1兆5,994億円となっている(第3-1-9表)。

第3-1-9表 厚生年金保険受給権者数及び給付額の推移

第3-1-9表 厚生年金保険 受給権者数及び給付額の推移

		総数	老齢年金		受給権者数及び給付額の推移				
			老齢年金	通算老齢年金	特例老齢年金	障害年金	遺族年金	通算遺族年金	特例遺族年金
受給権者数(人)	47年度末	1,571,641	690,233	196,336	315	104,892	579,865	—	—
	48	1,773,401	774,763	259,861	314	109,859	628,609	—	—
	49	2,046,993	888,707	355,415	310	117,939	684,622	—	—
	50	2,368,263	1,031,019	474,629	289	126,396	735,930	—	—
	51	2,803,183	1,234,286	645,463	279	135,930	786,564	661	0
給付額(100万円)	47年度末	232,748	137,872	15,695	24	15,915	63,762	—	—
	48	589,717	355,252	41,504	53	38,075	154,833	—	—
	49	787,361	478,606	64,870	64	47,615	194,206	—	—
	50	1,112,478	688,571	103,763	74	62,270	257,800	—	—
	51	1,599,394	1,020,016	159,792	87	80,180	339,228	91	0

社会保険庁調べ

また、51年度末における年金受給権者1人当たりの平均年金額は、財政再計算に伴う年金額の改定によって著しく増加している(第3-1-10表)。

第3-1-10表 厚生年金保険受給権者1人当たり平均年金額(月額)の推移

	老 齢 年 金	通算老齢年金	特例老齢年金	障 害 年 金	遺 族 年 金	通算遺族年金	特例遺族年金
47 年 度 末	199,748 (月額16,646)	77,293 (月額 6,441)	75,634 (月額 6,303)	151,725 (月額12,644)	109,960 (月額 9,163)	—	—
48	458,529 (38,211)	159,716 (13,310)	169,680 (14,140)	346,584 (28,882)	246,312 (20,526)	—	—
49	538,543 (44,879)	182,518 (15,210)	206,661 (17,222)	403,726 (33,644)	286,590 (23,883)	—	—
50	667,855 (55,655)	218,618 (18,218)	256,578 (21,381)	492,661 (41,055)	350,304 (29,192)	—	—
51	826,402 (68,867)	247,562 (20,630)	310,193 (25,849)	589,864 (49,155)	431,278 (35,940)	138,351 (月額11,529)	0

社会保険庁調べ

ア 老齢年金

51年度末における受給権者は約123万人で、前年度に比べて20%増加している。平均年金額(月額)は6万8,867円で、前年度に比べて24%増増加している。

イ 通算老齢年金

受給権者は、通算年金制度が創設された36年以来、毎年度著しい増加を続け、51年度末では約65万人となっている。51年度末における平均年金額(月額)は2万630円で、前年度に比べて13%増加している。

ウ 特例老齢年金

特例老齢年金は、旧陸軍共済組合等の組合員であった者について、その旧共済組合員期間も含めて受給資格期間をみることによって支給される年金である。51年度末における受給権者は279人、平均年金額(月額)は2万5,849円である。

エ 障害年金

51年度末における受給権者は約14万人で、前年度に比べて8%増加している。平均年金額(月額)は4万9,155円で、前年度に比べて20%増加している。

オ 遺族年金

51年度末における受給権者は約77万人で、前年度に比べて7%増加している。平均年金額(月額)は3万5,940円で、前年度に比べて23%増加している。

カ 通算遺族年金

通算遺族年金制度は、51年10月から設けられた新しい制度であり、通算老齢年金を受ける資格のある者が死亡したときに、その遺族に支給されるものである。受給権者は、51年度末でいまだ661人である。平均年金額(月額)は1万1,529円である。

キ 特例遺族年金

特例遺族年金もまた、51年10月から設けられた制度であり、特例老齢年金を受ける資格のある者が死亡したときに、その遺族に支給されるものである。

ク 障害手当金

51年度における障害手当金の受給権者は469人で、受給権者1人当たりの平均額は68万1,333円である。

ケ 脱退手当金

51年度における脱退手当金の受給権者は3万590人で、毎年度減少傾向を示している。受給権者1人当たりの平均受給額は7万368円である。

(4) 福祉施設

厚生年金保険においては、本来の保険給付のほか、被保険者、被保険者であった者及び年金受給者の福祉の増進を図ることを目的として、次の福祉施設を設けている。

ア 厚生年金病院10カ所

イ 厚生年金会館7か所

ウ 厚生年金総合老人ホーム1か所

エ 厚生年金老人ホーム32か所

オ 厚生年金スポーツセンター4か所

(52年7月現在)

(5) 財政

厚生年金保険の運営に要する経費は、保険給付に要する経費と事業運営に要する事務費に大別される。前者は、主として保険料と積立金から生じる利子収入によって賄われるが、更に20%の国庫負担がある。後者は、その全額が国庫負担により賄われている(第3-1-11表)。

第3-1-11表 厚生年金保険収支状況

第3-1-11表 厚生年金保険収支状況
(単位: 100万円)

	47年度	48	49	50	51
収入総額	1,471,366	1,876,035	2,661,255	3,136,960	4,040,829
保険料	1,043,123	1,346,879	1,930,700	2,201,975	2,857,255
国庫負担金	45,415	65,334	136,147	173,757	251,155
事務費	7,277	8,853	11,773	14,874	18,123
給付費	38,138	56,484	124,374	158,883	233,032
利子	379,764	459,637	586,023	750,987	923,535
その他の収入	3,064	4,185	8,385	10,241	8,884
支出総額	243,102	350,516	710,019	988,845	1,408,340
保険給付費	225,922	331,061	682,750	953,740	1,365,142
事務費	7,861	9,685	12,231	15,047	19,353
福祉施設費	9,115	9,215	14,666	18,591	23,161
その他の支出	164	555	372	1,467	684
収支差引剰余金	1,228,263	1,525,519	1,951,236	2,148,115	2,632,489
翌年度へ繰越し	1,613	4,842	4,666	2,100	3,696
積立金と繰入れ	1,226,650	1,520,677	1,946,570	2,146,015	2,628,793

社会保険庁調べ

厚生年金保険の将来の姿を見通すと、85年には、老齢年金の受給権者は、現在の8.1倍、また、年金給付費は、今後の物価や賃金の変動を織り込まない現在価格でも約12.5倍になると見込まれる。したがって、厚生年金保険の財政問題を考えるにあたっては、現状ばかりでなく、将来の給付費の大きさを重視しなければならず、長期的な展望に立った、適正な負担のあり方について国民の合意を得る必要がある。

(6) 厚生年金基金

厚生年金基金は、政府管掌の厚生年金保険の老齢年金及び通算老齢年金のうち、報酬比例部分の一部を代行し、併せて、これを上回る年金給付を行うことを目的として企業等の事業主の発意により、厚生大臣の認可を受けて設立される特別法人である。

基金は、従業員1,000人以上の企業が単独に、又は合わせて従業員が1,000人以上となる幾つかの企業が共同して設立することができるが、その企業等の労使の合意が必要とされており、52年7月1日現在では、944基金、526万人を超える加入員を擁するに至っている。

基金設立の態様をみると、944基金のうち、単独企業による単独設立が415基金で44.0%を占め、親企業と子企業という二つ以上の関連企業による連合設立が309基金で32.7%、同種同業の多数の中小企業による総合設立が220基金で23.3%となっている。

母体企業の業態別状況は第3-1-12表のとおり機械器具製造業、卸売・小売業等が多い。

第3-1-12表 企業業態別厚生年金基金設立状況

第3-1-12表 企業業態別厚生年金基金設立状況

(52年7月1日現在)

	基金数	加入員数	1基金当たり加入員数
水産業	3	6,166	2,055
建設業	49	191,712	3,912
食料品製造業	41	163,439	3,986
繊維製品製造業	68	357,161	5,252
木製品製造業	9	35,025	3,892
化学工業	60	236,561	3,943
金属工業	33	202,296	6,130
機械器具製造業	193	1,374,467	7,122
その他の製造業	66	277,450	4,204
卸売・小売業	187	1,065,872	5,700
金融業	101	565,232	5,596
運輸通信業	83	510,445	6,150
サービス業	51	280,271	5,496
計	944	5,266,097	5,578

厚生省年金局調べ

加入員規模別にみると、5,000人未満の基金が68.1%、5,000人以上の基金は31.9%となっている(第3-1-13表)。

第3-1-13表 加入員規模別厚生年金基金数の推移

第3-1-13表 加入員規模別厚生年金基金数の推移

	2,000人未満	2,000~5,000人	5,000~10,000人	10,000人以上
48年	295(34.1)	295(34.1)	156(18.0)	120(13.8)
49年	312(34.6)	305(33.8)	163(18.1)	122(13.5)
50年	318(34.5)	311(33.8)	167(18.1)	125(13.6)
51年	320(34.2)	321(34.3)	169(18.1)	125(13.4)
52年	320(33.9)	323(34.2)	175(18.5)	126(13.4)

厚生省年金局調べ

- (注) 1. ()内の数字は%を示す。
2. 各年7月現在である。

ア 基金の給付

基金が支給する給付には、退職を支給事由とする年金給付と、脱退又は死亡を支給事由とする一時金給付とがある。

退職を支給事由とする年金給付は代行部分を上回るものでなければならないが、その算定方式としては、厚生年金保険の報酬比例部分と同じ計算方式を用いて手厚い給付を行うもの(代行型)この方式によるものに企業の独自性に応じた特別の額の上積みする方式を加えたもの(加算型)などがあり、第3-1-14表にみられるとおり、最近加算型の基金が漸次増加する傾向をみせている。

第3-1-14表 制度設計タイプ別厚生年金基金数の推移

第3-1-14表 制度設計タイプ別厚生年金基金数の推移

	代 行 型	加 算 型	共 済 型
48 年	544(62.8)	315(36.4)	7(0.8)
49	550(60.9)	345(38.3)	7(0.8)
50	547(59.4)	367(39.8)	7(0.8)
51	536(57.3)	393(42.0)	6(0.7)
52	521(55.2)	416(44.0)	7(0.8)

厚生省年金局調べ

(注) 1. ()内の数字は%を示す。

2. 各年7月現在である。

年金給付の受給権者は、基金制度の歴史が浅いためまだ本格化はしていないが、漸次その数を増し、51年度末では、28万人を超えるに至っている。

イ 掛金

基金の掛金の額は完全積立方式を建前として各基金ごとに、それぞれの給付に見合った掛金率が定められている。なお、基金が設立された場合、代行部分に見合う保険料率(男子1,000分の30,女子1,000分の26)相当分は、政府に納付することを免除される。掛金の額の負担割合は事業主と加入員との折半を原則とするが、基金の設立によって政府に納付することを免れる保険料相当額を超える部分については、事業主の負担を増すことができることになっている。

ウ 標準給与

基金の給付及び掛金の計算の基礎となる標準給与の決定方法等については、厚生年金保険の標準報酬の例によることを原則としている。

エ 財政

基金の運営に要する経費は、年金給付に要する経理(年金経理)と基金の事業運営に要する経費(業務経理)に大別される。

年金給付に要する経費は、掛金、利子収入及び年金給付に対する国庫負担(基金の年金給付のうち、代行部分の給付について政府管掌に見合った国庫負担が行われる。)で賄われ、基金の事業運営に要する経費は、事務費掛金として全額事業主が負担するのが通例とされている。

なお、基金は、給付を将来とも賄うことができる適正な掛金が確保されているかどうかを検証し、必要な措置を講ずるため、設立後3年を経過した年度末に第1回目の財政再計算を行い、以後5年目ごとに財政再計算を行わなければならないことになっている。

オ 福祉施設

基金は、加入員及び加入員であった者に対して、本来の基金の給付を補完しこれらの者の福祉の推進を図るため、必要な福祉施設を行うことができることとされ、49年度から各基金で実施されている。

カ 厚生年金基金連合会

基金は、その中途脱退者について1か月でも加入員期間があれば年金給付を支給しなければならないが、このような短期加入者(通常10年未満)に対する年金の支給を目的として、基金からその者の年金給付の現価相当額の移管を受け、これによって承継した中途脱退者の年金給付の支給を主たる業務とするのが厚生年金基金連合会である。

52年7月現在までの中途脱退者数及び現価相当額は、それぞれ634万人及び1,688億円である。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

4 船員保険(年金部門)

船員保険の年金部門の給付には、老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金の各種年金と、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金、遺族年金差額一時金、行方不明手当金及び脱退手当金があり、更に、従前の規定によって支給されるものとして、寡婦(かん夫)年金と遺児年金とがある。

これらの年金部門の給付のうち、その主なものの給付状況は、次のとおりである(第3-1-15表及び第3-1-16表)。

第3-1-15表 船員保険年金受給権者数及び給付額の推移

		総数	老齢年金 (通算老 齢年金 を含む)	障害年金		遺族年金		寡婦、かん夫、遺児年金
				職務外	職務上	職務外	職務上	
受給権者数(人)	47年度末	41,931	17,511	2,345	1,507	9,255	8,800	2,513
	48	45,115	19,341	2,411	1,549	10,296	9,048	2,470
	49	49,319	21,979	2,519	1,645	11,429	9,300	2,417
	50	54,367	25,473	2,631	1,735	12,542	9,618	2,368
	51	60,040	29,719	2,702	1,804	13,714	9,774	2,327
給付額(100万円)	47年度末	8,836	4,492	377	397	1,127	2,174	268
	48	20,735	11,308	923	783	2,894	4,232	595
	49	26,782	14,763	1,131	1,038	3,733	5,442	675
	50	36,680	20,657	1,448	1,444	5,007	7,319	805
	51	48,652	29,452	1,791	1,691	6,836	7,993	961

社会保険庁調べ

(注) 職務上の障害年金及び遺族年金は、戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金の支給を受けているために支給停止されている者は除いた。

第3-1-16表 船員保険年金種類別1人当たり平均年金額の推移

第3-1-16表 船員保険年金種類別1人当たり平均年金額の推移

(単位:円)

	老齢年金	通算老齢年金	障害年金		遺族年金		寡婦, かん夫, 遺児年金
			職務外	職務上	職務外	職務上	
47年度末	22,053	7,047	13,408	21,959	10,152	20,589	8,877
48	50,892	14,712	31,908	42,126	23,421	38,979	20,079
49	59,221	16,522	37,432	52,598	27,219	48,605	23,277
50	72,784	19,284	45,871	69,348	33,268	63,417	28,340
51	90,798	21,883	55,230	74,804	41,537	68,151	34,393

社会保険庁調べ

(1) 老齢年金

51年度末における老齢年金の受給権者数は,前年度末に比べると約16.7%の増加であり,受給権者1人当たりの平均年金額は,前年度末に比べると約24.7%の増加となっている。

(2) 障害年金

51年度末における障害年金の受給権者数は前年度末に比べ,職務外の事由によるものは約2.7%,職務上の事由によるものは約4.0%増加している。

また,受給権者1人当たりの平均年金額は,前年度末に比べ,職務外の事由によるものは約20.4%,職務上の事由によるものは約7.9%の増加となっている。

(3) 遺族年金

51年度末における遺族年金の受給権者数は,前年度末に比べ,職務外の事由によるものは約1.4%,職務上の事由によるものは約1.6%増加している。

また,受給権者1人当たりの平均年金額は,前年度末に比べ,職務外の事由によるものは約24.9%,職務上の事由によるものは約7.5%の増加となっている。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

5 石炭鉱業年金基金

石炭鉱業年金基金は、石炭鉱業労働者の老齢又は死亡について給付を行い、これによって石炭鉱業労働者の生活の安定と福祉の向上に寄与し、併せて、石炭鉱業労働者の雇用の安定確保に資することを目的として、42年10月2日に発足した。この制度は石炭鉱業の事業主が基金の会員(51年度末現在会員数16)となり、前年の出炭量に応じて掛金(1トン当り40円)を全額負担することによって、抗内員、抗外員に対して厚生年金保険の老齢年金給付とは別に、上積み給付を行うものである。51年度末現在、抗内員数2万2,712人、抗外員数4,860人であり、受給権者数は抗内老齢年金4,916人、抗外員老齢年金2,152人である。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

6 農業者年金基金

農業者年金制度は、国民年金制度に上積みして農業自営者の老後の生活を保障するとともに、農業経営の近代化に資するという農政上の要請にこたえるため、国民年金の基礎の上に附加される年金制度として、農業者年金基金法に基づき創設された制度で、その事業主体として45年10月1日、特殊法人農業者年金基金が発足した。基金は、農業者年金事業のほか、離農給付支給事業、農地売買事業、農地取得のための融資事業も行っている。

農業者年金の被保険者にあつては、0.5ヘクタール(道南を除く北海道に於ては2ヘクタール)以上の農業経営主が当然加入、0.1ヘクタール以上0.5ヘクタール未満(道南を除く北海道に於ては1ヘクタール以上2ヘクタール未満)の農業経営主が任意加入とされている。給付としては、20年以上の保険料納付済期間と経営移譲を要件として60歳から支給される経営移譲年金、20年以上の保険料納付済期間を要件として経営移譲の有無にかかわらず65歳から支給される農業者老齢年金、3年以上保険料を納付したが年金に結びつかなかった場合に支給される脱退一時金及び死亡一時金がある。

農業者年金の被保険者は、51年度末現在113万2,000人となっている。

49年1月から一時金給付が、51年1月からは経営移譲年金給付がそれぞれ開始されているが、51年度末における経営移譲年金の受給権者数は1万6,219人、51年度における一時金の支給件数は9,280件となっている。

なお、農業者老齢年金については56年1月から給付が開始される。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

7 年金制度基本構想懇談会における検討

以上みてきたように、我が国の年金制度は36年の国民皆年金の実現以来制度の充実を図るべく、数次にわたる改善が行われてきた。

しかし、将来我が国においては、諸外国に例をみないような急速な勢いで人口が老齢化の進むことが予測されているところから、今後の老齢化社会における年金制度のあるべき方向を探るとともに、現在の公的年金制度の抱えている問題点を横断的に検討することが必要となってきた。このような趣旨のもとに、51年5月厚生大臣の私的諮問機関として「年金制度基本構想懇談会」が発足した。学識経験者を中心とする委員により、現在まで10数回にわたる検討が行われ、給付水準、支給要件、費用負担、年金財政等について、年金制度全体の整合性という観点から検討が進められており、52年秋には、一応の中間的な意見のとりまとめが行われる予定である。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金事業の運営

1 年金事業の主体

厚生年金保険事業及び国民年金事業の実施運営は、政府管掌健康保険事業、船員保険事業及び日雇労働者健康保険事業とともに、厚生省の外局である社会保険庁が担当している。

これらの年金事業を実施するための中央の現業機関としては、社会保険庁年金保険部業務課がある。

業務課においては、厚生年金保険、国民年金及び船員保険の被保険者に関する記録の作成、整理及び保管を行うほか、厚生年金保険の老齢年金、通算老齢年金、障害年金、遺族年金と国民年金の老齢年金、通算老齢年金及び船員保険事業の年金部門の裁定事務並びに支払事務を行っている。年度末における被保険者記録の管理件数は、1億2,585万件に及び、また51年度に行った各種年金の新規裁定件数は132万7,000件、支払件数は1,099万2,000件となっており、これらの新規裁定を含めた年金の支払金額は1兆996億円に達している。

これらの事務は電子計算組織を利用し一元的に処理を行っている。

また、地方の行政機関としては、各都道府県の民生主管部に保険課と国民年金課が設置されているほか、社会保険に関する直接の窓口としての社会保険事務所が置かれている。(社会保険事務所については第3章第3節「医療保険事業の主体」参照)

保険課は、厚生年金保険、政府管掌健康保険、船員保険及び日雇労働者健康保険事業の管理事務と、厚生年金基金、健康保険組合及び保険医療機関の指導監査事務を担当している。

また、国民年金課は、国民年金事業の管理事務、同事業に関する市町村、事務組合の指導監督監事務及び福祉年金の現業事務を担当している。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金事業の運営

2 年金事業の推移

厚生年金保険及び国民年金の被保険者数は第3-1-17表のとおりであり、横ばいないし漸増している状態である。

第3-1-17表 被保険者数の推移

第3-1-17表 被保険者数の推移

(単位：1,000人、%)

年度末	厚生年金保険		国民年金	
	被保険者数	伸び率	被保険者数	伸び率
47	23,112	100.0	24,410	100.0
48	23,746	102.7	25,136	103.0
49	23,654	102.3	25,218	103.3
50	23,649	102.3	25,884	106.0
51	23,847	103.2	26,469	108.4

社会保険庁調べ

一方、厚生年金保険及び国民年金の受給権者総数は第3-1-18表のとおりであり、著しく増加している。特に、国民年金の拠出年金についてその傾向が顕著である。これに伴って年金に関する業務量は年々増大している。

第3-1-18表 受給権者数の推移

第3-1-18表 受給権者数の推移

(単位：1,000人、%)

年度末	厚生年金保険		国民年金			
	受給権者数	伸び率	拠出年金		福祉年金	
			受給権者数	伸び率	受給権者数	伸び率
47	1,572	100.0	751	100.0	4,419	100.0
48	1,773	112.8	1,056	140.6	5,541	125.4
49	2,047	130.2	1,702	226.6	5,389	122.0
50	2,368	150.6	3,119	415.3	5,140	116.3
51	2,803	178.3	3,877	516.2	4,936	111.7

社会保険庁調べ

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金事業の運営

3 国民と年金相談

年金制度の充実とともに、国民の年金制度に対する関心と期待が高まり、年金に関する相談、照会等は年々増加の一途をたどっている(第3-1-19表)。

第3-1-19表 年金相談件数の推移

第3-1-19表 年金相談件数の推移
(単位: 1,000件, %)

年 度	相 談 件 数	仲 び 率
47	2,677	100.0
48	3,915	146.2
49	4,710	175.9
50	5,679	212.1
51	7,067	264.0

社会保険庁調べ

この年金相談は、国民一人一人に年金権を結びつけるため、積極的に、また親切、丁寧に応対することが要請され、第一線社会保険事務所における重要な業務となっている。

このため、各社会保険事務所に専任の年金専門官を配置するほか、非常勤の社会保険相談員を活用し、巡回相談等に応じており、更に、地方大都市の駅前ビル等便利な場所に年金相談コーナーを設置する等相談体制の整備に努めているが、社会保険庁においても電話照会や来訪相談を集中的に処理できるようにするため業務課(東京都杉並区)に年金相談センターを52年4月18日開設した。そこでは相談専門の職員がコンピュータ処理による被保険者等の記録をディスプレイ装置(テレビのような画面)に映し出して具体的な相談に応じている。

しかしながら、今後年金受給者は飛躍的に増加することが見込まれており(第3-1-20表)、年金に関する相談業務は、更に増大することは必至であって、各地の社会保険事務所でも具体的な相談に応じることができるよう体制の整備が緊急の課題となっている。

第3-1-20表 年金受給者の将来推移

第3-1-20表 年金受給者の将来推移

(単位: 1,000人, %)

年 度	厚生年金保険		国民年金	
	受給者数	伸び率	受給者数	伸び率
51	2,506	100.0	3,407	100.0
52	2,845	113.5	3,899	114.4
53	3,170	126.5	4,355	127.8
54	3,499	139.6	4,805	141.0
55	3,854	153.8	5,213	153.0
60	6,053	241.5	6,738	197.8
65	9,141	364.8	8,140	238.9
70	12,819	511.5	9,686	284.3
75	17,078	681.5	11,238	329.9
80	21,978	877.0	12,635	370.9
85	27,554	1,099.5	13,782	404.5

厚生省年金局推計 (51年4月)

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金事業の運営

4 社会保険業務の新しい事務処理方式—オンライン計画

社会保険庁では、年金を中心とする社会保険の業務量の飛躍的な増加に対処するとともに、社会保険の行政サービスの向上がはかられた年金時代にふさわしい業務体制を確立するため、オンラインシステムの採用による「社会保険業務の新しい事務処理方式」案を策定し、実施を進めている。

この計画の概要は、現在の社会保険庁年金保険部業務課の機能を充実させた社会保険庁データセンター(仮称)と全国二百数十カ所の社会保険事務所との間をオンラインシステムで結び、データセンターで管理する被保険者記録、受給者記録を、社会保険事務所の窓口で即時に引き出すことができるようにし、また、社会保険事務所で各種の届書を受け付けたときは、専用の端末機器によって即時処理ができるほか、必要な記録は直ちに社会保険庁データセンターに送ることができるようにしようとするものである。

この結果、1)被保険者、受給者からの年金に関する相談・照会に対して、もよりの社会保険事務所で直ちに応じることができる。2)年金の裁定事務を短時日で行うことができる。3)各種の届書を迅速に処理することができ、各人の長期にわたる記録をより正確に収録、管理することができるようになる。など国民に最も身近な窓口である社会保険事務所の機能は充実し、年金などに関する国民サービスも、一段と向上することとなる。

この計画は、大規模なシステム建設(電子計算機器の開発、プログラムの作成試験など)、業務の切替えなど膨大な準備を必要とするため、年次計画をたて、54年度から実施に移すべく現在準備を進めている。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第4節 年金積立金の運用

1 年金積立金の概要

年金積立金は、法律に基づいて資金運用部に預託され、郵便貯金をはじめ他の政府の特別会計の積立金、余裕金とともに、国の財政投融资計画を通じて一元的に管理運用されている。

厚生年金保険及び国民年金の積立金(以下「年金積立金」という。)は、51年度決算後においては、16兆7,624億円に達している。その累積状況は第3-1-21表のとおりである。

第3-1-21表 厚生年金保険・国民年金の資金運用部預託金の累積状況

第3-1-21表 厚生年金保険・国民年金の資金運用部預託金の累積状況

(単位：億円)

区 分	厚生年金保険		国民年金		計	
	当該年度分	累 積 額	当該年度分	累 積 額	当該年度分	累 積 額
47年度	12,320	66,736	2,371	11,761	14,691	78,497
48	15,207	81,943	2,709	14,470	17,916	96,413
49	19,466	101,409	2,436	16,906	21,902	118,315
50	21,460	122,869	2,315	19,221	23,775	142,090
51	26,288	149,157	△ 754	18,467	25,534	167,624

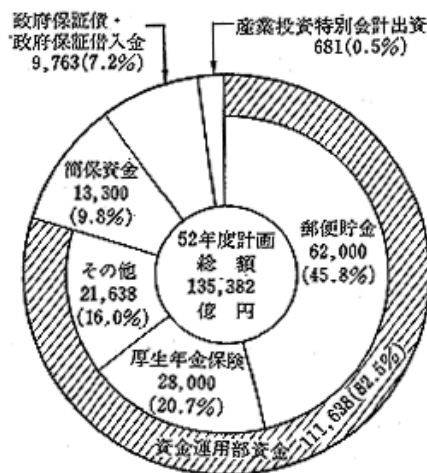
厚生省年金局調べ

財政投融资は、年金積立金をはじめ国の管理するさまざまな資金を各般の分野に長期かつ低利で融通するもので、住宅建設や生活環境施設整備等国民生活に密着した部門、あるいは中小企業等に対する融資に重点が置かれている。52年度における財政融資計画(当初計画)は、12兆5,382億円で、政府の一般会計歳出予算額28兆5,143億円に比べると44.0%に当たり、およそ歳出予算の半分に相当している。

財政投融资の原資見込み(当初計画)は第3-1-3図のとおりで、資金運用部資金はその総額の82.5%を占め、また、資金運用部資金のうち厚生年金保険の預託額は、2兆8,000億円であり、資金運用部資金の25.1%を占めている。

第3-1-3図 財政投融资原資見込み(52年度当初見込)

第3-1-3図 財政投融資原資見込み(52年度当初見込)



大蔵省理財局調べ

(注) 上記原資見込額を財政投融資に1兆5,382億円の国債引受に1兆円(資金運用部資金)配分することとする。

年金積立金は、財政投融資計画の上で特に「年金資金等」として郵便貯金等の政府資金と区別され、その用途が明らかにされている。

財政投融資計画における年金資金等の用途については、国民生活の安定向上に直接役立つ(1)住宅、(2)生活環境整備(上下水道等)、(3)厚生福祉(病院、福祉施設等)、(4)文教、(5)中小企業及び(6)農林漁業の分野(いわゆる(1)~(6)分類)にその85%程度が配分され、残る15%についても、国民生活の安定向上の基盤となる(7)国土保全・災害復旧、(8)道路、(9)運輸通信及び(10)地域開発の分野に配分されることとなっており、(11)基幹産業、(12)貿易経済協力の分野には全くあてられていない。

52年度の財政投融資用途別分類表は第3-1-22表のとおりである。

第3-1-22表 財政投融資用途別分類表

第3-1-22表 財政投融資用途別分類表(52年度当初計画)

(単位:億円)

区分	産業投資特別会計	資金		運用部資金		簡保資金	政府保証債・政府保証借入金	合計
		年金資金等		郵貯資金等	小計			
(1) 住宅	—	8,883		17,820	26,703	2,557	1,167	30,427
(2) 生活環境整備	10	6,608		7,173	13,781	661	3,914	18,366
(3) 厚生福祉	—	3,716		382	4,098	22	—	4,120
(4) 文教	—	485		2,065	2,550	2,735	—	5,285
(5) 中小企業	—	3,667		15,594	19,261	1,626	100	20,987
(6) 農林漁業	—	1,130		4,805	5,935	233	—	6,168
(1)~(6)小計	10	24,489		47,839	72,328	7,834	5,181	85,353
(7) 国土保全・災害復旧	—	326		990	1,316	91	—	1,407
(8) 道路	—	1,136		3,448	4,584	3,437	885	8,906
(9) 運輸通信	—	2,330		7,073	9,403	1,588	1,924	12,915
(10) 地域開発	21	529		1,609	2,138	250	1,091	3,500
(7)~(10)小計	21	4,321		13,120	17,441	5,366	3,900	26,728
(11) 基幹産業	20	—		2,669	2,669	100	682	3,471
(12) 貿易・経済協力	630	—		9,200	9,200	—	—	9,830
合計	681	28,810		72,828	101,638	13,300	9,763	125,382

大蔵省理財局調べ

(注) 1. 「沖縄振興開発金融公庫」「日本開発銀行」「地方公共団体」等については、財政投融資の額を、それぞれの区分に応じ、事業規模等を基礎として配分している。
2. 年金資金等には、厚生年金保険、国民年金、船員保険及び国家公務員共済組合の新規預託増加見込額を計上している。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第4節 年金積立金の運用

2 年金積立金の還元融資

年金積立金の運用に当っては、それが将来の年金給付の重要な財源として被保険者等から強制的に賦課徴収された保険料の集積であることにかんがみ、特例な配慮を加えている。上述のとおり福祉分野への重点的配分もその一つであるが、このほか還元融資制度として、毎年度年金積立金の資金運用部預託増加見込額の一定割合を年金福祉事業団、地方公共団体等を通じ病院、社会福祉施設等の整備や住宅資金の貸付けなど、被保険者等保険料拠出者の福祉向上に直接役立つ対象に運用し、それらの者の福祉の増進と生活の向上を図り、ひいては年金制度の円滑な運営に資することとしている。

52年度における年金積立金還元融資資金計画は第3-1-23表のとおりであるが、主要な部分を占める年金福祉事業団及び特別地方債の概要は、次のとおりである。

第3-1-23表 年金積立金還元融資資金計画

第3-1-23表 年金積立金還元融資資金計画

(単位:億円)

区 分	51年度	52年度
還元融資資金総額	8,330	9,600
年金福祉事業団	2,114	2,420
住宅	635	588
療養施設	89	136
厚生福祉施設	190	204
被保険者住宅資金貸付け	819	1,302
大規模年金保養基地	121	45
年金担保資金貸付け	260	145
特別地方債	5,351	6,206
住宅	247	247
(賃貸住宅)	63	63
(老人居室整備資金貸付け)	36	40
(水洗便所改造資金貸付け)	148	144
病院	920	1,033
厚生福祉施設	1,110	1,160
(1) 社会福祉施設等	880	910
(2) レクリエーション・スポーツ施設	230	250
一般廃棄物処理	1,240	1,715
簡易水道	330	360
小計	3,847	4,515
産業廃棄物処理	10	10
産同和対策	600	784
下水道	678	691
上水道	216	206
小計	1,504	1,691
その他の	865	974
医療金融公庫	320	376
社会福祉事業振興会	219	237
国立病院特別会計	241	295
公害防止事業団	85	66

厚生省年金局調べ

(注) 「社会福祉施設等」には、と畜場を含む。

(1) 年金福祉事業団

ア 住宅(社宅・分譲住宅等),療養施設及び厚生福祉施設整備資金貸付け

厚生年金保険の適用事業主,船舶所有者,中小企業等協同組合,消費生活協同組合,健康保険組合,国民健康保険組合,厚生年金基金,日本赤十字社,社会福祉法人等に対し,これらの者が,被保険者の福祉を増進するため,住宅,療養施設又は厚生福祉施設(休養施設,体育施設,教養文化施設等)を整備する場合に融資される。

貸付利率は,51年度には大企業事業主年8.0%,中小企業事業主その他の法人年7.5%であったが,52年度は,資金運用部金利の引下げに伴い,6月からそれぞれ年7.25%,6.75%,10月からそれぞれ年7.0%,6.5%とされている。なお,被保険者が組織する団体等が建設する分譲住宅の融資については,従前どおり年5.5%とされている。

事業計画額は,51年度839億円に対し52年度は1,137億円が予定されている。

イ 被保険者住宅資金貸付

被保険者住宅資金貸付制度は,厚生年金保険等の被保険者に対して直接還元融資の利益を及ぼすため,公的年金制度である各種共済組合が実施している組合員住宅資金貸付けと同様の趣旨

で被保険者に対し住宅資金貸付けを行うものである。この制度は、1)厚生年金保険及び船員保険の場合にあっては、事業主を通ずる転貸又は事業主なり被保険者の組織する団体等を通ずる転貸の方式により被保険者に融資することを原則としている。貸付の限度額は、51年度においては、被保険者期間に応じて5年以上10年未満の場合250万円、10年以上15年未満の場合350万円、15年以上20年未満の場合400万円、20年以上の場合450万円であったが、52年度からは特に若年層を中心として改善が図られ、5年以上10年未満の場合300万円、10年以上20年未満の場合400万円、20年以上の場合450万円とされた。2)国民年金の場合にあっては住宅金融公庫を通じて被保険者に融資することとしており、その場合の貸付の限度額は、52年度から51年度に活し50万円増の200万円とされている。

貸付利率は、いずれの場合も年6.2%(52年5月までは年6.95%)であり、事業計画額は、51年度1,105億円に対し52年度は1,500億円が予定されている。

ウ 年金担保による小口資金貸付け

厚生年金保険、船員保険及び国民年金の年金受給権者に対し、その受給権を担保として小口資金の貸付けを行うもので、50年11月から実施された。

貸付けは、一般の市中銀行等を通じて行うこととしており、貸付額については、年金額の1年半分以内の額で、かつ、100万円(51年度に比し、30万円の増)を限度とし、貸付利率は年6.5%(52年5月までは年7.5%、52年6月から52年9月までは年6.75%)である。なお、52年度の事業計画額は145億円が予定されている。

エ 大規模年金保養基地の設置

大規模年金保養基地は、人口の老齢化が急速に進行するなかで、年金生活に入った人々が単に余生を送るだけでなく、生き甲斐のある有意義な生活を送るのに必要な場を提供するとともに、現役の勤労者や一般の人々の健全な余暇利用にもあわせて資することを目的とするものである。

48年度において4か所、49年度から50年度にかけて7か所の合計11か所(第3-1-24表)を指定し、全国配置計画を完了するとともに、51年度に用地の取得を終えたところである、各基地とも、約330ヘクタール(100万坪)の用地に保健、保養のための施設、教養文化施設、宿泊施設等必要な施設を総合的に整備することとしており、52年度においては、前年度に引続き基本計画の策定、基本設計、測量調査等を行うとともに一部基地の土木工事に着手することとしている。

第3-1-24表 大規模年金保養基地

第3-1-24表 大規模年金保養基地

基 地 名	所 在 地	
大沼基地	北 海 道	亀田郡七飯町 茅部郡森町
田老基地	岩 手 県	下閉伊郡田老町
南東北基地 (複合型基地)	宮 城 県	岩沼市
	福 島 県	二本松市
津南基地	新 潟 県	中魚沼郡津南町
中央高原基地	岐 阜 県	恵那市
三木基地	兵 庫 県	三木市
紀南基地	和 歌 山 県	東牟婁郡那智勝浦町 " 太地町
安浦基地	広 島 県	豊田郡安浦町
横浪基地	高 知 県	土佐市 須崎市
北九州基地 (複合型基地)	福 岡 県	八女郡黒木町
	熊 本 県	阿蘇郡久木野村
指宿基地	鹿 児 島 県	指宿市

(2) 特別地方債

特別地方債は、都道府県、市町村等の地方公共団体が厚生年金保険、船員保険又は国民年金の被保険者を中心とした地域住民の福祉向上に直接役立つ施設を整備しようとする場合に行われる融資である。融資対象施設は、住宅(1)厚生年金保険又は船員保険の適用を受ける中小企業の事業主又は船舶所有者に賃貸するために地方公共団体が建設する従業員住宅2)地域住民が老人専用居室を整備する場合の資金を地方公共団体が貸し付ける事業、3)下水道が完備している地域の既設の便所を水洗式に改造する資金を市町村が貸し付ける事業)、病院、厚生福祉施設(老人ホーム、保育所等の社会福祉施設、国民宿舎等の休養施設、体育施設、会館等)、一般廃棄物処理施設(し尿処理施設、ごみ処理施設、清掃運搬施設)、簡易水道、上下水道施設等である。

これらの融資対象事業については、毎年度所要の資金枠を確保するよう努めるとともに、融資基準の改善を行い、内容の充実を図っている。52年度においては、老人居室整備資金の1戸当り貸付単価72万円を80万円に、水洗便所改造資金の1戸当り貸付単価を北海道は、18万9,000円を20万2,000円に、その他地域は15万9,000円を17万円に引上げ、また、従来病院事業の融資限度額(25億円)に含まれていた医療機械器具及び職員宿舎を別枠にすることにより実質的に融資限度額を上げたほか、建築標準単価、建物標準面積等についても所要の改善を図った。

貸付利率は、51年度には年7.5%であったが、52年度は資金運用部金利の引下げに伴い、6月から年6.75%、10月から年6.5%とされている。

(3) 年金福祉事業団及び特別地方債の51年度における融資の申請及び決定の状況は 第3-1-25表及び第3-1-26表のとおりである。

第3-1-25表 年金福祉事業団の申請状況及び決定状況

第3-1-25表 年金福祉事業団の申請状況及び決定状況(51年度)

(単位:100万円)

区 分	申 請		決 定	
	件数・戸数	金 額	件数・戸数	金 額
総 計	—	226,499	—	195,450
住宅(社宅・分譲住宅等)	11,560戸	50,874	11,414戸	49,618
療 養 施 設	79件	13,435	76件	12,891
厚生福祉施設	総 数	416件	317件	17,000
	休 養 施 設	216件	156件	3,718
	体 育 施 設	27	22	3,443
	教 養 文 化 施 設	141	114	9,179
	給 食 施 設	28	21	508
	その他の施設	4	4	152
被 保 険 者 住 宅	45,880戸	135,146	37,809戸	110,500
年 金 担 保	11,007件	5,490	10,938件	5,441

第3-1-26表 特別地方債の申請状況及び決定状況

第3-1-26表 特別地方債の申請状況及び決定状況(51年度)

(単位:100万円)

区 分	申 請		決 定		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
総 計	4,913	729,619	4,876	633,911	
住 宅	336	10,930	336	10,900	
病 院	589	189,440	586	128,521	
厚生福祉施設	総 数	1,766	1,739	84,158	
	社会福祉施設 会館・保健衛生 施設等	1,094	39,805	1,090	34,234
	休 養 施 設	214	28,793	208	22,975
	体 育 施 設	57	5,564	42	3,821
	体 育 施 設	401	26,287	399	23,128
一 般 廃 棄 物 処 理	1,043	155,500	1,036	137,032	
簡 易 水 道	1,179	29,000	1,179	29,000	
産 業 廃 棄 物 処 理	0	0	0	0	
同 和 対 策		(62,771)		(62,771)	
下 水 道		(102,829)		(102,829)	
上 水 道		(78,700)		(78,700)	

厚生省年金調べ

- (注) 1. 本表は、前年度からの継続融資分及び52年以降の融資予定分を含んでいる。
 2. ()内の金額は、年金資金、他の政府資金及び公募資金と合わせて決定されたものについて年金資金分のみを計上したものである。
 3. 本表は、52年3月31日現在で整理したものである。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第1節 生活保護制度の動向

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、何らかの原因で貧困に陥り、自分の力では生計が維持できない者に対して、国の責任において、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、併せて、その自立を助長することを目的とする制度である。

近年、年金等の所得保障制度が著しく充実されてきているが、このような中であっても、生活保護制度は国民生活の最終的なよりどころとしてなお重要な役割を果たしており、制度の内容面においても一般国民生活の変化に対応してその充実が図られている。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

1 生活保護基準の意義

保護基準は、国がすべての国民に対し保障すべき「健康で文化的な最低限度の生活水準」を具体的に示すとともに、実際に個々の世帯が保護を必要とするか否かを判定し、更に保護が必要であると判定された場合にどの程度の保護を行うか(いくら扶助費を支給するか)を決める尺度となるものである。

この基準は、要保護者の年齢、性、世帯構成、所在地域その他必要な事情を考慮して保護の種類(生活扶助をはじめとする7種類の扶助)ごとに厚生大臣が定めることとされている。この基準設定に当たっては国民生活の現状と将来の見通しについて十分検討を行い、常にその合理性、妥当性が確保されるように努めている。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

2 生活扶助基準の改善

生活扶助基準については、従来から一般国民生活の向上の度合い等を考慮して改善を図ってきており、52年度においても同様の観点から対前年度当初比12.8%の引上げ措置を講じた。

この改善の結果、1級地(大都市及びその周辺地域)における標準4人世帯の生活扶助基準額は51年度(当初)8万4,321円から9万5,114円となり、月額1万793円の増額となっている。(第3-2-1表)。

第3-2-1表 生活扶助基準額の年次推移

第3-2-1表 生活扶助基準額の年次推移
(標準4人世帯 1級地)

	実施年月日	基準額	対前回比	指数
第16次	35年4月1日	8,914 円	— %	100.0
21	40. 4. 1	18,204	112.0	204.2
26	45. 4. 1	34,137	114.0	383.0
29	48. 4. 1	50,575	114.0	567.4
30	49. 4. 1	60,690	120.0	680.8
31	50. 4. 1	74,952	123.5	840.8
32	51. 4. 1	84,321	112.5	945.9
33	52. 4. 1	95,114	112.8	1,067.0

厚生省社会局調べ

生活保護は、国民の最低生活の保障という社会保障の最も基幹的な分野を占めているため、最近の厳しい財政事情の下でも保護基準の改定については最大限の配慮をしている。

次に、この生活保護基準の改定に当たり重要なことは、保護基準によって保障される実際の被保護世帯の生活水準がどの程度かということであるが、家計調査との比較によって、保護基準の水準を測ってみると、一般世帯と被保護世帯との消費支出の格差は年々縮小の傾向にある。

なお、級地区分の改善については、最近の生活水準の地域格差の縮小等の動向に即応するため、50年度において3級地であった県庁所在地のすべてを2級地に指定替するとともに、50年度及び51年度において4級地町村を大幅に3級地に指定替した。

その他生活扶助基準の範ちゅうに属する改善については、1)期末一時扶助を51年度の6,500円(1級地居宅1人当たり)から7,330円に引き上げるとともに、入院患者日用品費、妊産婦加算、在宅患者加算等についてもそれぞれ生活扶助基準の引上げ率により改善した。2)生活扶助基準の一定割合の額としている老齢加算、母子加算及び障害者加算についても、基準額が改善された結果、老齢加算は51年度の8,500円から9,700円となり、母子加算、障害者加算についてもそれぞれ改善された。次に、重度障害者他人介護料を2万6,000円以内から2万8,000円以内に引き上げた。3)一時扶助関係では、最近の入学用品に要する経費の実態を考慮して入

学準備金を52年度は小学校入学時の場合2万3,000円に,中学校入学時の場合2万7,000円にそれぞれ引き上げたほか,家具什器費,布団類,被服費,おむつの費用などについても最近の物価の動向等を勘案して所要の引き上げを行った。4)そのほか52年度においては各種年金,手当等の給付改善が2ヶ月繰り上げて実施されることになったことにかんがみ,生活保護受給者に対しても臨時措置として,1級地の場合1人当たり5,000円を一時金として5月に支給した。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

3 その他の扶助基準の改善

52年度における生活扶助基準の改善については、前述のとおりであるが、その他の扶助基準、勤労控除等についても改善を行った。その概要は次のとおりである。

(1) 教育扶助基準

学用品費等の値上がり及び父兄が負担する一般世帯の児童生徒の教育費の支出状況などを考慮して、基準額を、小学生1,110円から1,190円に、中学生2,240円から2,400円に引き上げた。

なお、この基準には、学校教育に必要な一般的な費用はすべて含まれているが、副読本的図書、クラブ活動における用具類等の教材代、学校給食費及び通学交通費などのように学校ごとに差があって、しかも是非とも実態に即応することが必要な場合には、基準額とは別に実費を支給することとしている。

(2) 住宅扶助基準

家賃間代については、一般基準を、実態家賃の上昇に対応して、51年度の5,500円以内(1.2級地)から9,000円以内に引き上げた。さらに、この一般基準によりがたい場合にあっては別に都道府県別、級地別に特別基準が設定されているがこれについても所要の引き上げを行った。

(3) 出産扶助基準

52年度における出産扶助基準の改善に当たっては、最近出産費用が医療費改定等の影響を受けて増大してきている実態に対応して分べん介助料等の基準額を4万3,000円以内から5万3,000円以内に引き上げた。更に、出産予定日の急変等特別の場合は、6万8,000円まで支給できるようにした。

なお、基準額のほか衛生材料費(1,200円から3,000円に引き上げた)と施設分べんの場合の入院に要する必要最少限度額について別に支給することとしている。

(4) 生業扶助基準

生業扶助基準のうちの技能修得費は、新しく職業に就こうとする者が技能修得のため直接必要な授業料(月謝)、教材費等の経費を必要とする場合に支給されるものである。

この基準額については一般基準1万5,000円以内を2万5,000円以内に、特別基準3万円以内を5万円以内にそれぞれ引き上げた。

(5) 葬祭扶助基準

葬祭に要する費用の実態に対応して、基準額を従来の4万4,000円以内から6万2,000円以内と大幅な引き上げを行った。

なお、必要に応じて霊柩車代、火葬料、文書料の加算額が認められる。

(6) 勤労控除

勤労による収入の認定については業務の労作、就労日数及び収入金額に応じて一定の控除額が定められているがこれについては、生活扶助基準の改定に準じて12.8%引き上げ、1.2級地の場合で日雇、農業等の職種については51年度の1万3,520円から1万5,260円とするとともに最高額も1万6,220円から1万7,550円に引き上げた。このほか、特別控除についても所要の改善を行った。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

4 最低生活保障水準

被保護世帯が実際に保障される最低生活保障水準は、被保護者の年齢、性別、世帯構成、所在地等によって異なる幾つかの世帯を想定し、52年度の生活保護基準によって、その最低生活保障水準を示すと、第3-2-2表のとおりで、例えば、標準4人世帯の場合は1級地で12万564円、3級地で9万8,533円となる。(なお、住宅扶助の特別基準額を使用すれば、東京都の場合で1級地は13万6,464円となる。)また、単身の高齢者すなわち70歳以上の老人(女)1人世帯の場合は1級地5万1,144円、3級地4万1,298円となっている(住宅扶助の特別基準を適用すると東京都の場合で、1級地は6万7,044円となる。)

第3-2-2表 最低生活保障水準の具体的事例

第3-2-2表 最低生活 保障水準の具体的事例

	標準4人世帯				母子3人世帯			
	35歳・男(日雇)・30歳女(無職)・9歳男(小学生)・4歳女				30歳女(無職)・9歳男(小学生)・4歳女			
	昭和51年度		昭和52年度		昭和51年度		昭和52年度	
	1級地	3級地	1級地	3級地	1級地	3級地	1級地	3級地
生活扶助(第1類)	84,321円	69,140円	95,114円	78,003円	62,575円	51,304円	70,583円	57,885円
生活扶助(第2類)	65,740	53,900	74,150	60,810	45,880	37,610	51,750	42,440
加算(別掲)	18,581	15,240	20,964	17,193	16,695	13,694	18,833	15,445
小計	84,321	69,140	95,114	78,003	62,575	51,304	70,583	57,885
計 1人当たり	21,080	17,285	23,779	19,501	24,818	21,061	28,064	23,832
教育扶助	1,110	1,110	1,190	1,190	1,110	1,110	1,190	1,190
住宅扶助	5,500 (21,300)	3,400 (18,400)	9,000 (24,900)	5,000 (18,800)	5,500 (21,300)	3,400 (18,400)	9,000 (24,900)	5,000 (18,800)
基礎控除	13,520	12,710	15,260	14,340	—	—	—	—
合計 世帯当たり	104,451 (120,251)	86,360 (101,360)	120,564 (136,464)	98,533 (112,333)	81,065 (96,865)	67,694 (82,694)	94,383 (110,283)	77,685 (91,485)
計 1人当たり	26,113 (30,063)	21,590 (25,340)	30,141 (34,116)	24,633 (28,083)	27,022 (32,288)	22,565 (27,565)	31,461 (36,761)	25,895 (30,495)
	老人2人世帯				老人単身世帯			
	72歳男(無職)・70歳女(無職)				70歳女(無職)			
	昭和51年度		昭和52年度		昭和51年度		昭和52年度	
	1級地	3級地	1級地	3級地	1級地	3級地	1級地	3級地
生活扶助(第1類)	49,238円	40,378円	55,543円	45,547円	28,761円	23,592円	32,444円	26,598円
生活扶助(第2類)	34,430	28,230	38,840	31,850	15,840	12,990	17,870	14,650
加算(別掲)	14,808	12,148	16,703	13,697	12,921	10,602	14,574	11,948
小計	66,238	57,378	74,943	64,947	37,261	32,092	42,144	36,298
計 1人当たり	33,119	28,689	37,472	32,474	37,261	32,092	42,144	36,298
教育扶助	—	—	—	—	—	—	—	—
住宅扶助	5,500 (21,300)	3,400 (18,400)	9,000 (24,900)	5,000 (18,800)	5,500 (21,300)	3,400 (18,400)	9,000 (24,900)	5,000 (18,800)
基礎控除	—	—	—	—	—	—	—	—
合計 世帯当たり	71,738 (87,538)	60,778 (75,778)	83,943 (99,843)	69,947 (83,747)	42,761 (58,561)	35,492 (50,492)	51,144 (67,044)	41,298 (55,098)
計 1人当たり	35,869 (43,769)	30,389 (37,889)	41,972 (49,922)	34,974 (41,874)	42,761 (58,561)	35,492 (50,492)	51,144 (67,044)	41,298 (55,098)

厚生省社会局調べ

- (注) 1. 上記の基準額のほか、学校給食費、通学のための交通費等の実費が支給される。
 2. 住宅扶助は、一般基準額を示したが、家賃、地代の額がそれを上回る場合は特別基準が適用される。()内は東京都の場合の特別基準最高額である。
 3. 第1類費とは被服費や、飲食物費のように、個人単位に計算できる生活費に、第2類費とは生活扶助の内容のなかでも燃料費や水道料などのように1類費帯人員別に表示されている。

れ、社会保険料、労働組合費、通勤費等の実費が控除される。
 は特別基準が適用される。()内は東京都の場合の特別基準最高額である。
 ついて示された基準であり、したがってこの基準は年齢、性別に表示されている。
 と違って世帯全体としてまとめて支出される生活費について示された基準であり、世

この最低生活保障水準は、一般的な基準及び控除に限って記したものであり、このほかに必要に応じて、学校給食費、通学のため

厚生白書(昭和52年版)

の交通費,収入金額別基礎控除,特別控除のほか,社会保険料,労働組合費等の実費控除等を加えることができ,実際に被保護世帯に保障される生活水準は,さらに高いものとなる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第3節 保護の動向

最近の保護動向は、47年度をピークに世帯数、実人員とも減少の傾向にあったが、49年度を境に一変して増加傾向に転じ、現在も微増傾向が続いている。これは石油危機に端を発した不況の長期化による影響が大きく反映されたものと考えられる。

また、被保護階層の質的变化をみると高齢者、母子、傷病障害者などの社会的ハンディキャップを負った稼働能力の低い者が著しく増大している。このような傾向は今後も続くところから生活保護行政の運用に当たっては、より適切な対応策を講じていくことが要請されている。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第3節 保護の動向

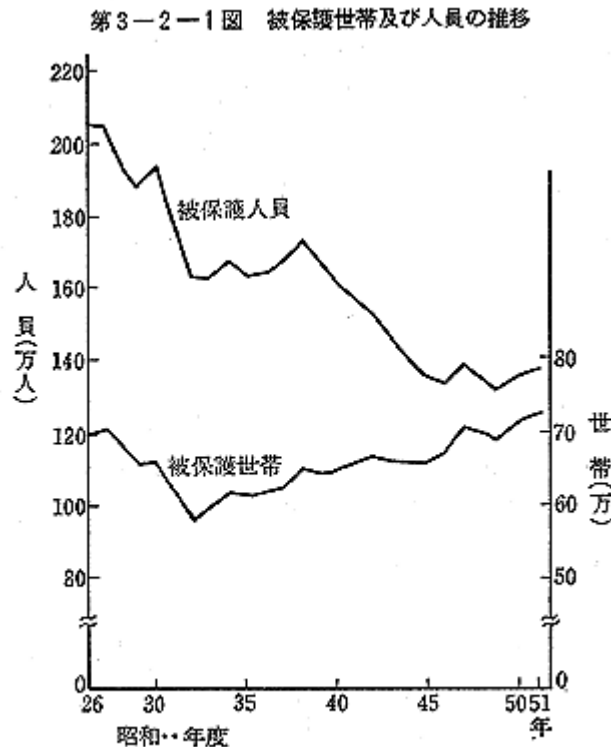
1 被保護世帯人員及び保護率

生活保護を受けている世帯数,人員数は51年度で71万世帯,135万8,000人であり人口1,000人当たりの被保護人員(以下「保護率(‰)」という。)は12.0人である。

これを50年度と比較すると世帯数で2,000世帯,人員にして9,000人と増加している。

世帯数は47年度の70万世帯を最高としてその後減少傾向に転じていたが,49年度の68万9,000世帯を境として微増傾向が続いている。人員は38年度の174万人をピークに減少傾向を続けていたが,49年度の131万2,000人を境として微増傾向に転じ,50年度には134万9,000人,51年度には135万8,000人と世帯数同様微増傾向にある。(第3-2-1図)

第3-2-1図 被保護世帯及び人員の推移

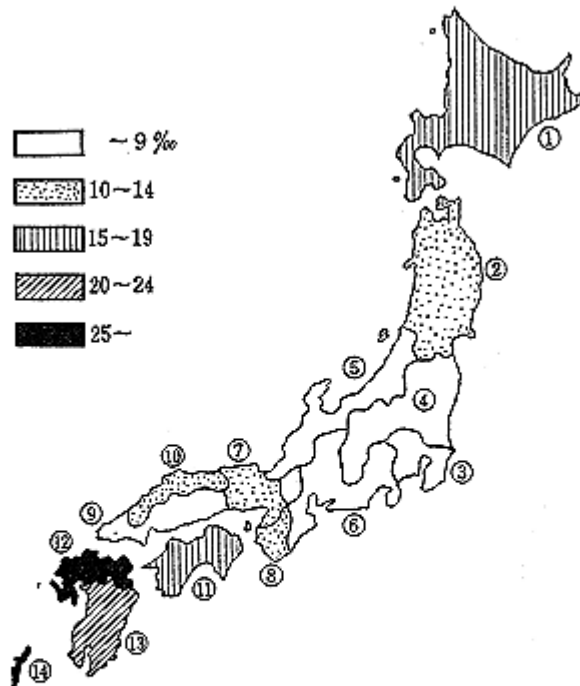


資料：社会福祉行政業務報告

また,地域別に保護率をみると福岡県を中心とする北九州,沖縄県地域が最も高く,以下南九州,四国,北海道地域が高いのに対し,関東,北陸,東海中部地域が最も低くなっている。(第3-2-2図)

第3-2-2図 地域別にみた保護率

第3-2-2図 地域別にみた保護率(51年度)



資料厚生省報告例

(注) ①北海道 ②青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 ③千葉、埼玉、東京、神奈川県 ④茨城、群馬、栃木、山梨、長野 ⑤新潟、富山、石川、福井 ⑥岐阜、静岡、愛知、三重 ⑦京都、大阪、兵庫 ⑧滋賀、奈良、和歌山 ⑨岡山、広島、山口 ⑩鳥取、島根 ⑪徳島、香川、愛媛、高知 ⑫福岡、佐賀、長崎、大分 ⑬熊本、宮崎、鹿児島 ⑭沖縄

各論

第3編 所得保障の充実

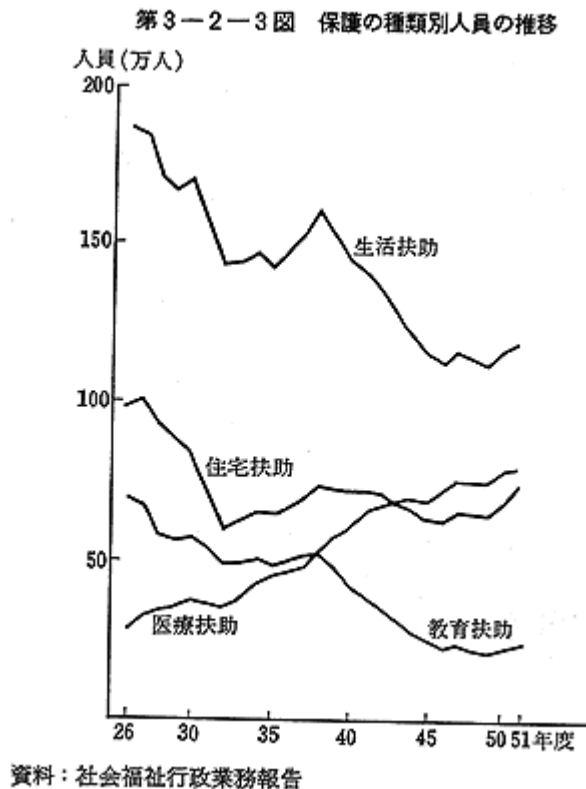
第2章 生活保護

第3節 保護の動向

2 保護の種類別人員

保護の種類別人員をみると51年度で生活扶助117万4,000人,住宅扶助73万7,000人,教育扶助23万4,000人,医療扶助79万3,000人,その他の扶助5,000人となっている。最近の動きをみると,38年度をピークにその後生活扶助人員,住宅扶助人員及び教育扶助人員とも減少を続けていたが,49年度を境にいずれも増加傾向にある。(第3-2-3図)

第3-2-3図 保護の種類別人員の推移



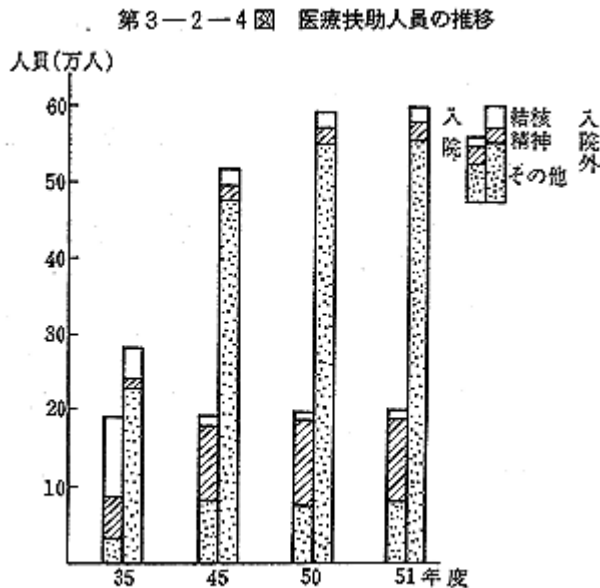
医療扶助人員の動向をみると,入院人員は39年度以後一貫して増加傾向をたどった後,47年度の20万5,000人をピークに減少傾向にあったが,50年度からは再び増加傾向に転じ51年度には19万6,000人となった。

入院外人員も48年度の56万人をピークに49年度は減少したが,50年度からは再び増加に転じ51年度で59万8,000人となっている。

次に医療扶助人員を病類別にみると最近における疾病構造の変化を反映して結核患者の減少と精神病患者の増加が著しい。結核患者は年々減少し,51年度では2万4,000人,医療扶助人員全体の3.0%とその割合は極めて低下している。これに対し,精神病患者は年々増加し51年度は医療扶助人員全体の17.0%,13万

5,000人に達している。特に,精神病による入院患者は11万3,000人と医療扶助による入院患者の58%を占めている。(第3-2-4図)

第3-2-4図 医療扶助人員の推移



資料：社会福祉行政業務報告

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第3節 保護の動向

3 保護の開始・廃止原因

51年度中に保護を開始した世帯は19万5,000世帯,人員にして40万8,000人である。

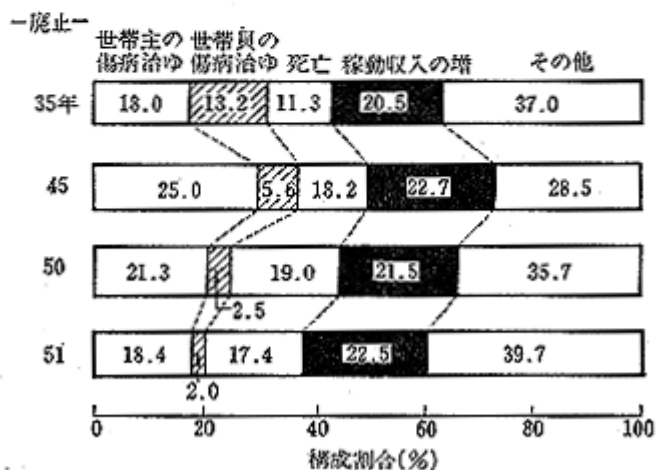
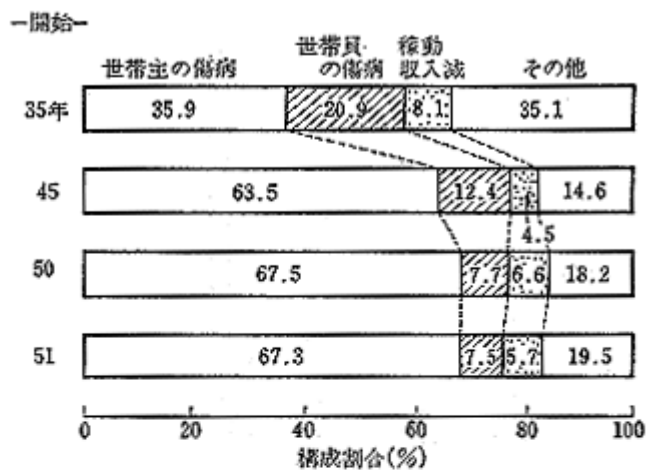
これを開始理由別にみると,傷病を理由とするものが51年度は前年度と同様74.8%を占め最も多く,稼働収入減を理由とするものが5.7%となっている。これは不況による稼働収入の減少及びこれに伴う医療費の負担能力の低下によるものと考えられる。

次に,51年度中に保護を廃止した世帯は18万7,000世帯,人員で35万9,000人である。

これを廃止理由別にみると,傷病の治ゆを理由とするものが51年度は20.4%,被保護者の死亡によるもの17.4%稼働収入の増加によるもの22.5%となっている。(第3-2-5図)

第3-2-5図 保護の開始,廃止理由別世帯構成割合の推移

第3-2-5図 保護の開始、廃止理由別世帯構成割合の推移



資料：生活保護動態調査報告

各論

第3編 所得保障の充実

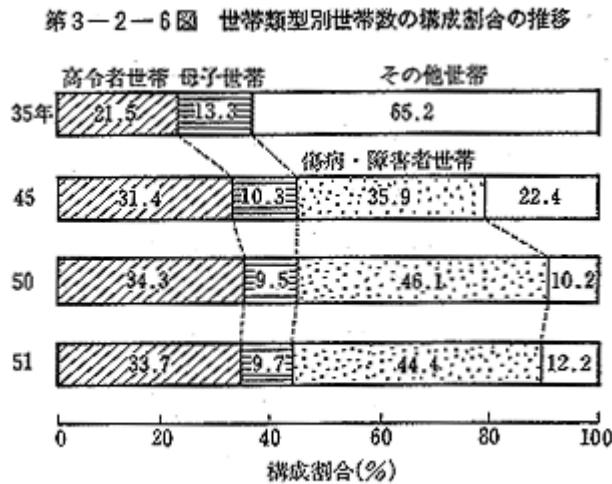
第2章 生活保護

第3節 保護の動向

4 世帯類型・世帯人員の構造及び就業状況

被保護世帯の世帯類型をみると、日常生活を営むうえでハンディキャップを負い、単に経済給付だけでなく各種の社会的援護を必要とする高齢者世帯、母子世帯、傷病、障害世帯が51年度には全被保護世帯の87.8%を占めている。(第3-2-6図)

第3-2-6図 世帯類型別世帯数の構成割合の推移

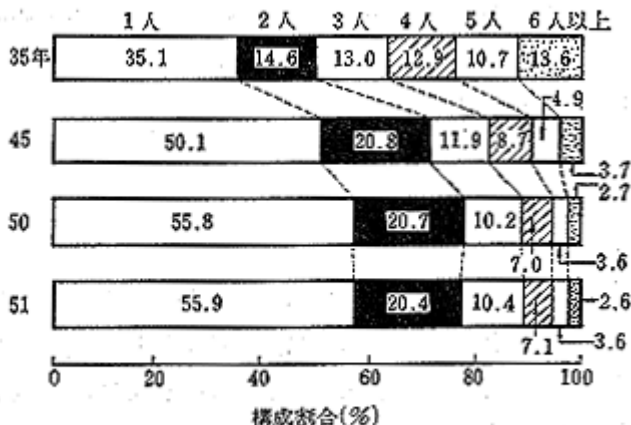


資料：被保護者全国一斉調査

次に、世帯人員の動きをみると、1世帯当たりの平均世帯人員は35年の3.0人から年々減少し、50年には1.91人となったが、51年は1.92人とわずかながら上昇した。これは、従来単身者、2人世帯の少人数世帯が多くを占めていたのが、51年には3人以上世帯が増加していることによるものと考えられる。(第3-2-7図)

第3-2-7図 世帯人員別世帯数の構成割合の推移

第3-2-7図 世帯人員別世帯数の構成割合の推移

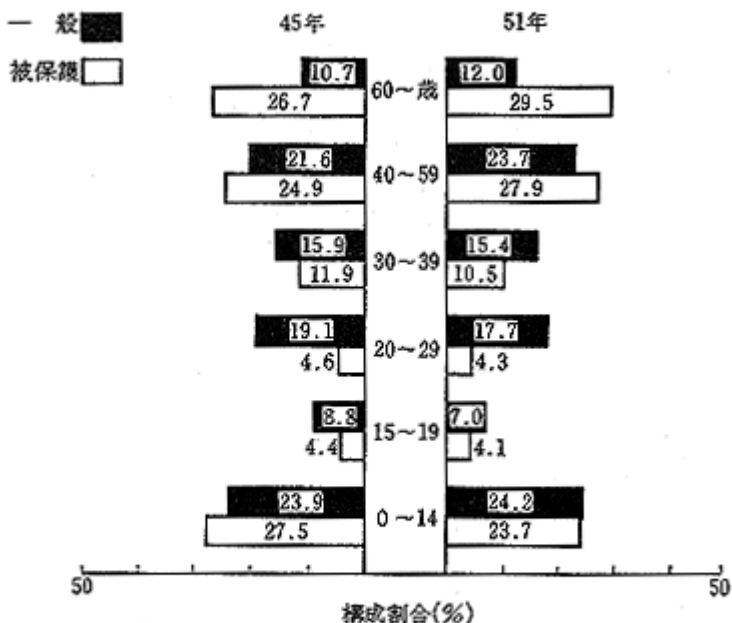


資料：被保護者全国一斉調査

被保護人員を年齢階級別の構成割合で見ると、15歳から59歳の稼働年齢層が4割、60歳以上の高齢者層が3割、15歳未満の若年齢層が3割である。60歳以上の高齢者層の被保護人員総数に占める割合をみると、45年には26.7%であったものが、51年には29.5%に増加している。この割合は一般人口構成における60歳以上の割合12.6%を上回っており、今後も高くなるものと考えられる(第3-2-8図)

第3-2-8図 一般人口と被保護人員の年齢階級別構成割合の推移

第3-2-8図 一般人口と被保護人員の年齢階級別構成割合の推移

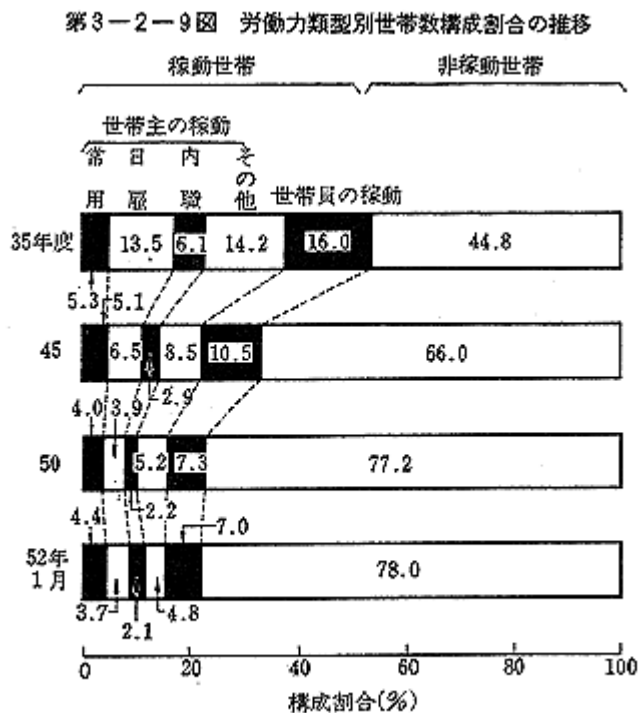


資料：被保護者全国一斉調査
 国勢調査結果報告
 年齢別推計人口

被保護世帯の就業状況をみると、稼働世帯の減少が著しく35年度には55.2%、45年度には33.6%、50年度には22.8%、51年度には22.1%となっておりその結果被保護世帯の約8割が非稼働世帯で占められている。特に世帯主が働いていて保護を受けている世帯も35年度で39.1%、45年度では23.1%、50年度は15.5%、51年度には15.1%と減少している。

また、世帯員が働いていて保護を受けている世帯も35年度の16.1%から51年度には7.0%と大幅な減少を示している。こうした傾向は、最近の長期化する不況の影響ともあいまって社会的ハンディキャップを負った高齢者、母子、傷病、障害者世帯の増加基調と同様今後も続くものと思われる。(第3-2-9図)

第3-2-9図 労働力類型別世帯数構成割合の推移



資料：社会福祉行政業務報告

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第4節 保護施設

生活保護法に基づく保護施設には、救護施設、更生施設、医療施設、授産施設及び宿所提供施設の5種類がある。

保護施設の総数は51年10月1日現在344施設であり漸減傾向にあるが、その中で救護施設については若干増加傾向がみられる。(第3-2-3表)

第3-2-3表 保護施設の推移

第3-2-3表 保護施設の推移(各年度10月1日現在)

(単位:か所)

	47年度	48	49	50	51
総数	383	357	352	349	344
救護施設	141	144	145	145	147
厚生施設	19	16	15	16	17
医療保護施設	86	70	74	72	69
授産施設	97	87	81	81	79
宿所提供施設	40	40	37	35	32

資料:厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

これは、救護施設が、主として単一の障害を有する者を対象とする他種施設に収容することになじまない者(複合障害者等)を総合的に受け入れる施設であるためであり、このような施設に対するニーズが依然として存在していることのあらわれであると考えられる。

国は、保護費の負担と同様、都道府県及び市町村が支弁した保護施設の運営費の10分の8を負担している。

各論

第3編 所得保障の充実

第3章 児童手当制度

第1節 児童手当の概要

児童手当制度は、児童を養育している者に対して児童手当という現金給付を行うことによって、児童養育費の家計に与える負担を軽減して家庭生活の安定を図るとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成とその資質の向上に資することを目的としている。

児童手当制度は、我が国の社会保障制度の中で最も遅く、47年1月から実施に移された。支給対象となる者は、義務教育終了前の児童を含む三人以上の児童を養育し、かつ、その所得が一定の限度額に達しない者である。

児童手当の手当月額は、第3子以降の児童1人につき、制度発足当初は3,000円であったが、その後の消費者物価の上昇等にかんがみ、49年10月分から4,000円に、50年10月分から5,000円に引き上げられ、現在に至っている。

各論

第3編 所得保障の充実

第3章 児童手当制度

第2節 児童手当制度の実施状況

51年度における支給状況は、第3-3-1表のとおりである。受給者数は52年2月末現在で被用者102万8,120人、非被用者114万2,816人、公務員25万8,408人、総数242万9,344人、算定基礎児童数(児童手当の支給の対象となる義務教育終了前の第3子以降の児童数)は、同じくそれぞれ115万8,964人、139万4,327人、28万4,152人、総数283万7,443人となっている。支給額は、総計1,690億800万円である。

第3-3-1表 児童手当支給状況

第3-3-1表 児童手当支給状況 (51年度)

	受給者数	算定基礎児童数	支給額
	人	人	千円
総数	2,429,344	2,837,443	169,008,071
市町村支給分	2,170,936	2,553,291	152,013,906
被用者	1,028,120	1,158,964	68,111,845
非被用者	1,142,816	1,394,327	83,902,061
公務員分	258,408	284,152	16,994,165
国家公務員	68,363	74,660	4,536,007
地方公務員	153,825	170,547	10,169,039
公共企業体職員	36,220	38,945	2,289,119

資料：厚生省児童家庭局「昭和51年度児童手当事業年報」

(注) 受給者数、算定基礎児童数は、52年2月末現在のものである。

算定基礎児童数別の受給者数は、52年2月末現在第3-3-2表のとおりであり、算定基礎児童数が1人の受給者が全受給者の87.0%と圧倒的に大きな割合を占めているが、51年2月末現在と比べるとその割合はほぼ同率である。なお、受給者1人当たりの算定基礎児童数は、平均1.17人となっている。

第3-3-2表 算定基礎児童数別受給者数

第3-3-2表 算定基礎児童数別受給者数 (52年2月末現在)

(単位：人、%)

	総数	児童1人	2人	3人	4人	5人以上
実数	2,429,344	2,112,341	252,629	46,253	12,283	5,838
構成比	100.0	87.0	10.4	1.9	0.5	0.2

資料：厚生省児童家庭局「昭和51年度児童手当事業年報」

所得制限の限度額は、51年6月分から52年5月分までの児童手当については、5人世帯の場合(扶養親族等4人の場合)、50年の給与所得者の年間収入額で432万円であったが、52年6月分の児童手当からは、464万5,000円に引き上げられた。この引き上げによって、所得による支給制限に触れないで児童手当を受けることので

きる支給率は、従来の水準に維持されることとなる。

児童手当事業の運営については、厚生保険特別会計の中に児童手当勘定を設けて行われているが、児童手当交付金の財源としての収入は、被用者分については事業主からの拠出金に国庫負担金を加えたものを、非被用者分については、国庫負担金をもってこれにあて、この財源をそれぞれ被用者児童手当交付金、非被用者児童手当交付金として児童手当の支給事務を行っている市町村に交付しているが、市町村においても国からの交付金と都道府県の負担金に自らの負担金を加え支給費用としている。その負担割合は次のとおりである。

なお、51年度における拠出金収入は、482億5,000万円、国庫負担金の被用者児童手当財源分は、141億6,000万円、非被用者児童手当財源分は570億7,000万円で、総額749億4,000万円となっている。

	事業主拠出	国庫負担	都道府県負担	市町村負担
被用者	7/10	2/10	0.5/10	0.5/10
非被用者	—	4/6	1/6	1/6

このほか、児童手当の交付事務等を行っている都道府県及び市町村に交付する事務費財源が国庫で負担され、その額は37億1,000万円である。

事業主拠出金の51年度の徴収状況は、第3-3-3表のとおりである。また、52年度の拠出金率は、51年度と同様1,000分の1.2となっている。

第3-3-3表 児童手当事業主拠出金徴収状況

第3-3-3表 児童手当事業主拠出金徴収状況(51年度)

(単位：100万円)

	徴収決定済額	収納済額
総計	48,268	47,760
厚生年金保険関係	46,351	45,866
船員保険関係	612	590
共済組合関係	1,304	1,304

厚生省児童家庭局調べ

ところで、児童手当制度については制度発足以来積極的な推進論から批判的な意見まで各種の考え方が出ているので、51年度においては11月から52年2月にかけて児童手当制度に対する一般国民、企業及び有識者の認識や要望を探るための大規模な意識調査(児童手当制度調査)が実施された。

この調査結果では、児童手当の意義について、国民(一般世帯)の半数以上(51.8%)は「児童手当を出すのは当然」又は「必要として児童手当制度の意義を認めて賛成しているが、企業及び有識者ではむしろ児童をめぐり環境の充実のほうを望む意見も多くみられた。また、具体的な支給範囲、支給年齢、手当額等については、第3-3-4表のとおり、それぞれ現行制度を支持している者が多数を占めている。

第3-3-4表 児童手当制度調査結果

第3-3-4表 児童手当制度調査結果

(単位%)

1. 児童手当制度の意義について

区 分	児童手当を出すのは当然だと思う	児童手当は必要だと思う	児童手当より環境を整える方がよい	児童手当は差し控えるべきである
一般世帯	26.8	25.0	27.7	11.2
企業	25.9	21.5	38.3	12.4
有識者	28.3	20.1	42.7	7.6

2. 現行児童手当制度について

(1) 支給範囲

区 分	現状(3人目から)でよい	2人目から	1人目から
一般世帯	46.8	12.2	15.5
企業	65.8	11.4	9.2
有識者	55.5	9.4	14.2

(2) 支給年齢

区 分	現状(中学校卒業まで)でよい	小学校卒業又は小学校入学前まで	高等学校卒業まで
一般世帯	63.3	4.5	14.1
企業	83.4	8.7	—
有識者	77.9	5.9	—

(3) 手 当 額

区 分	この程度(5,000円)でよい	少なすぎる	多すぎる
一般世帯	52.3	23.1	1.3
企業	75.6	12.4	1.5
有識者	57.0	27.3	1.4

(4) 所得制限

区 分	収入の多い人にまで支給する必要はない	収入の多少にかかわらず支給すべきだ
一般世帯	70.5	21.2
企業	85.2	11.0
有識者	81.4	15.6

今後は、この調査結果を資料の一つとして、児童手当制度のよりよいあり方について、検討を加えていくこととしている。